

Ⅲ

災害を風化させない これからの防災教育



栢葉町の海岸線

1 災害時における学校の対応

防災マニュアルの見直し

防災マニュアルの作成については、学校保健安全法（平成 21 年 4 月施行）以降、どの学校も真剣に取り組んできたと言える。実際、東日本大震災後、文部科学省が被災 3 県（岩手・宮城・福島）の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等全ての 3160 校に実施した「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究報告書」（平成 24 年 3 月、文科省；以後、報告書と略記）によると、震災以前でも、95% 近い学校で防災マニュアルが策定されていたことがわかる。

ところが、同時に、この報告書において、想定外の規模の地震であったため、それまでの防災マニュアルに記載されていなかった問題が発生し、対応に苦慮した状況が数多く報告された。上の報告書は、防災マニュアルの改善も含め、学校防災を見直すにあたって、今後の教訓となるものが多い。以下に報告書の記述から、防災マニュアルを見直すにあたって、学校、教員の記述を一部記し、若干の考察を加えておきたい。

まずは、地震の発生とほぼ同時に生じた停電によって、校内外の連絡方法やその後の情報手段の確保が困難になったことに着目したい。例えば、多くの学校の防災マニュアルでは、地震が発生すると、校内放送によって避難誘導などが、指示されることになっていた。しかし、報告書では、「停電時の校内放送が使えない場合の防災マニュアルがなかった。停電時の連絡方法を構築しておくべきだった。」とあり、今後の避難訓練なども、これを踏まえた取り組みが必要と考えられる。特に、地震発生後、揺れが収まり落ち着いてからも「停電のため、校内及び保護者や関係機関との連絡方法が奪われてしまった。」「広域停電と通信不能の状態が長く続くという想定がなかった。」と述べられているように、電源があることを前提として防災マニュアルを点検しては意味がない。緊急時の情報収集手段も検討しておく必要がある。

昨今では、災害伝言ダイヤルが広く知られている。確かに、災害伝言ダイヤルの使い方を児童生徒が知っておく意味もある。しかし、「災害伝言ダイヤルでの対応を考えていたが、電話や携帯が通じず、災害伝言ダイヤルを使用することができなかった。」「災害電話を設置したがほとんど機能しなかった。」という記述が多く見られる。そのため、震災後も「電話、携帯電話が使えないため、避難経路、保護者への引き渡し等に困難を極めた。」などの苦労がうかがえる。

一方、携帯電話を含めた電話通信に比べ、E-mail などでの連絡が効果的であった旨の報告は多い。中には「生徒間の E-mail による伝達が有効であった。」とか「クラス内で 2～3 人の生徒のキーパーソンを中継して連絡、確認ができて、大変有効であった。」などの報告も見られる。特に高校生では、部活動などの日常の連絡方法が、震災時の問い合わせにも役立ったことが考えられる。最近では、登録された携帯電話などに、学校から保護者へ連絡や情報が発信される機会も多くなっている。通常は教職員の連絡網を中心に考えがちであるが、緊急時には、連絡網として、PTA や生徒からの情報も組み入れる効果も見られる。これらを教訓として、震災後には、「メール、ツイッターの活用を進めている。」という学校やクラス等もある。近年、中学生や高校生が利用するフェイスブックやラインなどの SNS については、ネットいじめ等につながったり、犯罪に巻き込まれたりするなど、学校や教員はその対策に追われることもある。しかし、情報通信など科学技術の持つ二面性を理解しながら、災害

時などの有効な活用を検討することも今後の検討事項である。

一方で、「ハンドマイクは各クラスに常備しておく必要がある。」「校内放送が使用不可でも使える伝達手段（拡声器やトランシーバー等）、メガホンが必要。」、という停電時でも対応できる器具や連絡体制を準備しておくことも考えられる。同じように「情報を得るためのラジオ、携帯電話の常備。」「自転車、発電機、ガソリンなど、緊急用を準備。家庭訪問に便利。」なども貴重な意見である。ガソリンがなかなか入手できず、車があっても移動など役に立たなかったことから、災害時に限らず、常に車のガソリンを満たしておくことは身近な心構えであると言える。

他地域や過去の災害の教訓が、自分たちの地域や学校での防災マニュアルの改善に参考となることも多い。また、防災マニュアルは、これまでの自校の避難訓練の振り返りも含めて、常に見直しや改善をする必要がある。時には消防署や行政など、専門家の意見を聞くことも望まれる。また、学校管理職や防災主任等の担当者だけでなく、非常勤講師なども含めて、学校全体で共通理解を図ったり、場合によっては保護者や児童生徒にも伝えたりしておくことも意味がある。

教育法規を踏まえた自然災害発生時の学校危機管理

1 自然災害の発生と学校危機管理に関する法規

大規模な自然災害が発生し、児童生徒の安全に影響を及ぼすことが予想される場合、学校は臨時休業の措置をとることが求められる。これは学校教育法施行規則第 63 条「非常変災その他急迫の事情」を理由とし、学校の休業は、学校及び児童生徒の置かれた状況を掌握するにあたって、校長の判断に委ねられる。臨時休業決定後、校長は休業について、速やかに教育委員会に連絡する必要がある。学校の休業は、気象庁による警報や注意報の発表、市町村長の発令による避難勧告、避難指示などが判断の拠り所となり、実際には、教育委員会を通して、校長間であらかじめ決められている地域が多い。なお、学校が臨時休業を余儀なくされる理由としては「感染症予防」（学校保健安全法第 20 条）の場合も上げられる。しかし、「感染症予防」の休業の判断は校長でなく学校設置者に委ねられる。

また、災害時には学校に避難所が設置される場合がある。公立学校の施設は、学校教育を行うためのものであり、「学校施設の確保に関する政令 3 条」により、原則として目的外使用は禁止されている。しかし、学校教育法 137 条では、「学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる」とされ、休業日の校庭や体育館が開放されることも多い。また、これらの時だけでなく、学校施設は、個別法律を根拠とする目的外使用が可能となっている。即ち、災害時には、大規模地震対策特別措置法や災害対策基本法を根拠とする地域防災計画に基づいて学校施設を活用することができる。災害時には、都道府県知事らが災害救助法「第一章 総則（目的）第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。」により、校長の許可を要せず、避難所としての学校施設の使用が可能であることが決められている。しかし、これは緊急の場合の学校施設への立ち入りを認めたもので、学校を避難所とする明確な根拠を持つとは言えないこともある。そのため、大規模災害時における学校体育館への緊急の遺体安置所設置や再開後の教育活動に支障をきたす長期にわたる避難所運営など、状況に応じた調整が不可欠になっている。

2 大地震の発生と原子力災害への対応

災害対策基本法とともに原子力災害対策特別措置法等に、学校の防災も組み込まれている。文部科学省では、「文部科学省防災業務計画」を策定し、各都道府県教育委員会や学校への防災対策に指導、助言を行っている。この計画の中でも、原子力災害に触れている。つまり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項及び第37条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、文部科学省の所掌事務について、防災に関する必要な事項を定め、もって防災行政を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。具体的には、1. 学校などにおける児童生徒などの生命・身体の安全を図ること 2. 災害による教育研究実施上の障害を取り除き、教育研究活動の実施を確保すること 3. 学校その他の教育研究機関などの施設・設備の災害復旧に万全を期すること 4. 防災に関する研究活動などの効率化と強化を図ること 5. 原子力災害の発生・拡大を防止し、原子力災害の復旧を図ること 6. 被災者の救援活動に関し、的確な連携・協力を行うことが上げられ、都道府県教育委員会等に指導・助言することになっている。

「文部科学省防災業務計画」の中でも原子力災害特別措置法と連動して、学校等に対し、原子力災害に関しても、教育研究活動の早期再開、児童生徒等及び教職員の健康管理に万全を期するよう、関係機関に対し、指導及び助言を行うこととされている。校舎・校庭等の利用判断における考え方の整理（線量の目安値等）や児童生徒等が受ける線量低減のための取組、学校給食の安全・安心の確保については、原子力規制委員会等関係省庁と連携して対応することになっている。

3 自然災害の発生と教職員の勤務

災害発生時には、教員は児童生徒の安全確保のために時間外勤務が余儀なくされる場合もあるが、教員へは「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」によって、勤務実態に応じた手当は支給されない。教員は、勤務時間の割り振りによって確定した正規の勤務時間内においてのみ勤務するのが原則であり、「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」の中で時間外勤務を命じることは原則的に禁止と記載されている。しかし、災害発生時には、いわゆる「超勤4項目」の一つの「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務」として、例外となっている。現実的な対応としては、当然ながら教員の疲労や状況も配慮する必要がある。しかし、阪神淡路大震災や東日本大震災時では、ほとんどが教員の奉仕的な取組に委ねられ、超勤による手当の支給が不十分であったとも言える。

一方、災害発生時には、交通の遮断など、本人の意志とは別に出勤ができない場合もある。この場合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき特別休暇の対象となる。災害時に教職員の住居が滅失・損壊の場合も特別休暇の対象となる。しかし、特別休暇の期間は7日以内のため、その中で対応する必要がある。大規模自然災害の発生でなかったとしても、勤務中や通勤途中に災害によって被害を受けた場合は、労働災害補償、地方公務員災害補償法が適用される。

また、教職員だけでなく、児童生徒への便宜も図られている。例えば、災害によって教科書を失った児童生徒に対して、災害救助法の適用を受ける災害では、義務教育諸学校の教科書滅失に対して、無償で供与されることが原則である（災害救助法第四条八学用品の給与）。

4 自然災害発生時にみる学校管理下の課題

学校は、公立・私立を問わず、児童生徒がその管理下にある場合、安全を確保する法的義務「安全配慮義務・安全保持義務」を負っている。東日本大震災では、学校管理下において、津波が児童生徒等を襲い、犠牲者・行方不明者が生じたため、幼稚園、小学校で民事上、刑事上の責任が追及されている。公立学校の場合、民事責任、つまり、損害賠償責任は、主に国家賠償法によって取り扱われる。避難指示等の対応が遅れる、適切な判断・誘導がなされないと言う教員の「過失」によって子どもが災害に遭遇したと判断された場合、学校の設置者である地方公共団体が損害賠償責任を負うことになる。ここでの「過失」とは、違法に損害が生じるという結果について予見可能性があり、その結果を回避する可能性が存在していたにもかかわらず、これを防止することを怠ったと判断される場合と見なされる。つまり、東日本大震災では、地震後に巨大津波の発生が予想されたり、警報が出されたりしたにもかかわらず、児童生徒を適切に避難させなかった点をめぐって、現在も争われているのである。

一般的には、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる「災害共済給付」制度があり、学校管理下においての事件、事故災害については、これで対処されることが多い。学校設置者が保護者の同意を得て加入しているが、ここで給付が行われるのは、独立行政法人日本スポーツセンター法施行令5条2項で明示されている「学校の管理下」において、原因が生じた時に限られている。しかし、大規模な自然災害の時には、先述の災害救助法が適用される。

5 学校安全と学校保健安全法

学校における安全・防災教育については、平成20年6月に学校保健法の改正が行われ、同時に同法は「学校保健安全法」（以後、同法と略記）へと改称されたことが挙げられる。同法は、翌年4月1日に施行され、学校安全に関わる条項を第三章とした。法律の目的は、「学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。」（第1章総則第1条より）とある。そして、その実現のために、国及び地方公共団体の責務として、同章第3条に次の3項目が示されている。「第3条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない」

さらに、同法第27条では（学校安全計画の策定等）として、「学校においては、児童生徒等の安全確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と記され、第29条では（危険等発生時対処要領の作成等）として、「学校においては、児童生徒等の安全確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。」と示されている。これに基づいて各学校では、「学校安全計画」、「マニュアル」を作成することになっている。

東日本大震災後の平成24年には「学校安全の推進に関する計画」が策定された。この計画では、5

年間の推進計画が示され、学校保健安全法「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする」（第3条第2項）に則って、記載されている。東日本大震災後、学校保健安全法の周知徹底を図ったものと捉えることができる。

6 今日の学校的な学校安全と法規の課題

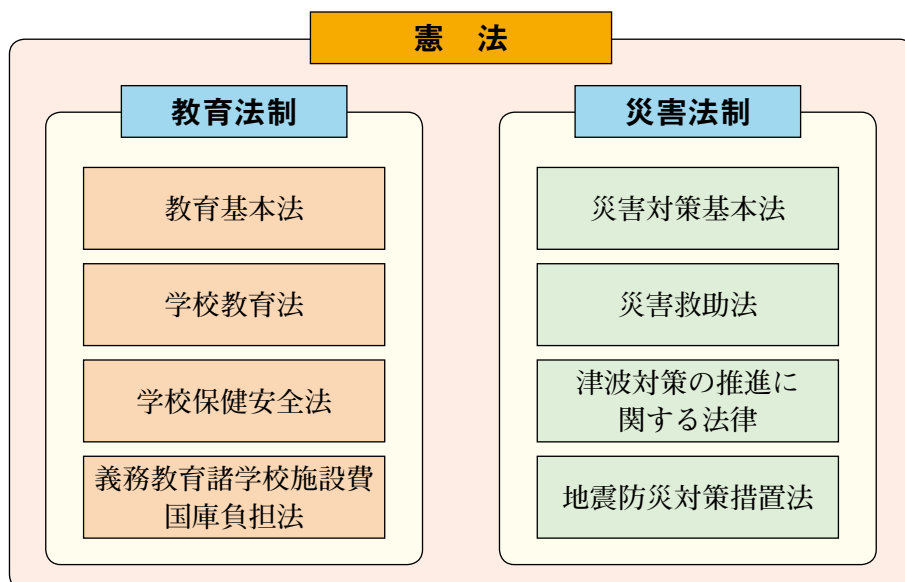
今日では、学校だけで児童生徒等の安全を守るには限界があると言わざるを得ない。平成18(2006)年教育基本法の改正でも、地域の安全、安心の確保の必要性から、第2章 教育の実施に関する基本において、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について」（第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする）と新たに規定された。学校保健安全法第30条においても（地域の関係機関等との連携）として、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。」と記されている。

児童生徒等が事件・事故災害によって、心も傷つき回復までに支援が必要なこともある。そこで、同法第29条の3では、「学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。」とされている。

なお、同法第28条として（学校環境の安全の確保）が挙げられている。ここでは、「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と示され、未然の事故防止とともに、責任の所在を明確にしている。

ただ、具体的な内容については、事件、事故後に判断されることも多い。

図 学校と防災に関する法体系（山崎栄一「自然災害と被災者救援」より）



学校災害(地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害、土砂災害)対応マニュアル例

平成27年2月

福島県教育委員会

1 ねらい

過去の大規模な自然災害、特に大地震の教訓を踏まえ、児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の安全確保を図るため、日常的な防災活動や災害発生時における基本的な対応マニュアル例を示すことにより、各学校の実情に応じた対応マニュアル作成の一助とする。

2 内容

◇学校災害対応マニュアル作成上の留意点

① 日常的な学校の防災活動

- (1) 平常時における学校防災委員会とその役割
- (2) 日頃から講じておくべき措置

③ 避難所開設と運営の支援

④ 授業再開に向けての対応

② 学校災害時における児童生徒の安全確保

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 地震発生時における教職員の非常配備計画
- (3) 地震発生時の対応
 - ① 児童生徒在校時
 - ② 校外活動時
 - ③ 登校時
 - ④ 下校時
 - ⑤ 夜間・休日等
- (4) 津波発生時の対応
- (5) 風水害発生時の対応
- (6) 火山災害発生時の対応
- (7) 原子力災害発生時の対応
- (8) 土砂災害警戒時の対応

◆資料

- ① 緊急連絡用(引渡し)カード
- ② 情報連絡体制(例)



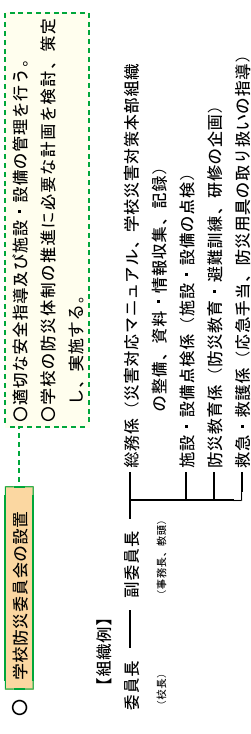
◇学校災害対応マニュアル作成上の留意点

- 1 「日常的な学校の防災活動」では、学校の実情に応じて内容を整理し、学校防災委員会の活動を学校安全計画の中に反映させること。
- 2 災害対策本部の組織編制においては、通常の校務分掌と災害対策本部を設置した際の各班の実務内容との関連を考慮し、学校の実情を勘案して適切に教職員を配置すること。
- 3 役割分担においては、学校の規模と非常配備計画との関連を考慮し、各班の中に班長を設けるなどの工夫をすること。
- 4 非常配備計画については、学校規模や職員の状況など学校の実情に応じて、非常事態に適切に対応できるよう作成すること。
- 5 地震発生時の対応については、地震発生から数分間の児童生徒の安全確保を確実にするため、教師の具体的対応を洗い出し、順序よく整理することが重要であるという視点で、学校の実情に応じてマニュアルを自校化すること。
- 6 大地震の場合は、訓練と異なり避難経路に危険が生ずる場合もあることから、避難経路となる階段等の安全確認が迅速にできるよう、学校の実情に応じて予め緊急避難経路確認の係分担をしておくこと。
- 7 地域によっては、土砂災害、津波、洪水、集中豪雨時の浸水、火山災害、原子力災害等の危険を考慮し、避難先や児童生徒への指導内容を適切に付加すること。
- 8 災害情報の収集を迅速に行うため、地域の災害対策担当課、消防署、警察署、バス会社、JR 等、関係機関の情報提供担当窓口の電話番号を一覧表にし、情報収集の役割分担を明確にしておくこと。
- 9 電話がつながらないことも想定し、緊急の場合は災害伝言ダイヤルの活用ができるよう、利用方法を確認しておくとともに、保護者等へも周知しておくこと。
- 10 機能するマニュアルとするため、可能な限り、誰が、何をするのかを明らかにすること。
なお、担当者不在の場合の代行についても確認しておくこと。

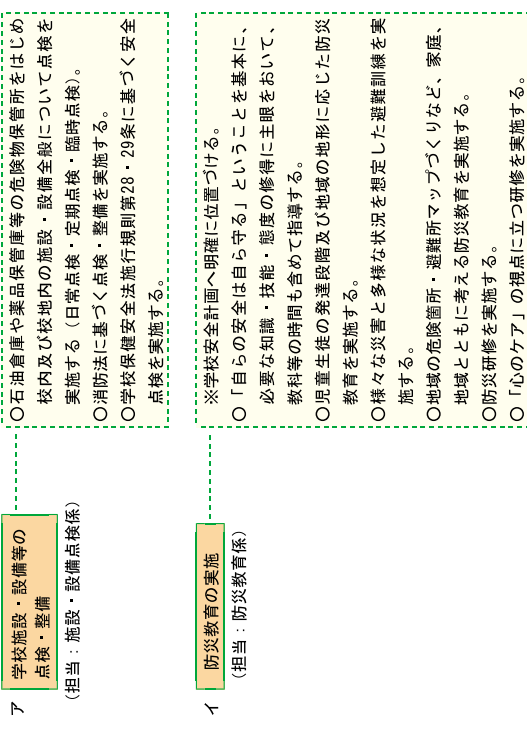
1 日常的な学校の防災活動

日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、災害が発生した場合においても速やかに児童生徒等の安全確保を図るため、各学校の防災計画に次の事項について定める。

(1) 平常時における学校防災委員会とその役割



(2) 日頃から講じておくべき措置



ウ 情報・連絡体制の整備 (担当：総務係)

- 災害対応マニュアルを作成する。
- 円滑かつ的確な情報伝達ができる体制を整備する。
- 一元的に情報を管理できる体制を整備する。
- 学校内における情報の管理・連絡体制や災害時に連絡すべき機関のリストアップなど情報連絡体制を整備する。
- P T A と災害時の協力体制及び緊急連絡方法を協議しておく。
- 近隣校、地域団体との連携を図る。

エ 学校安全度の評価・改善 (担当：総務係)

- 施設設備の点検・整備が適切に行われているか評価し、必要に応じて改善する。
- 当事者の防災リテラシーを評価し、必要に応じて改善する。
- 災害対応マニュアルが適切に機能するか評価し、必要に応じて改善する。

オ 学校非常用物資の備蓄管理 (担当：総務係)

- 学校施設の一部を備蓄場所として提供する場合、災害対策担当部局、教育委員会等と協議し、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等について定めておく。

カ 家庭・P T A ・地域との連携 (担当：防災教育係)

- 各種の機会を通じて、避難所開設・運営や学校防災計画の内容や災害発生時の児童生徒等の動向、学校の対応などを知らせておく。
- 児童生徒が在校時に災害が発生した場合の学校への連絡方法を周知しておく。
- 夜間や休日の連絡等について協力を要請しておく。

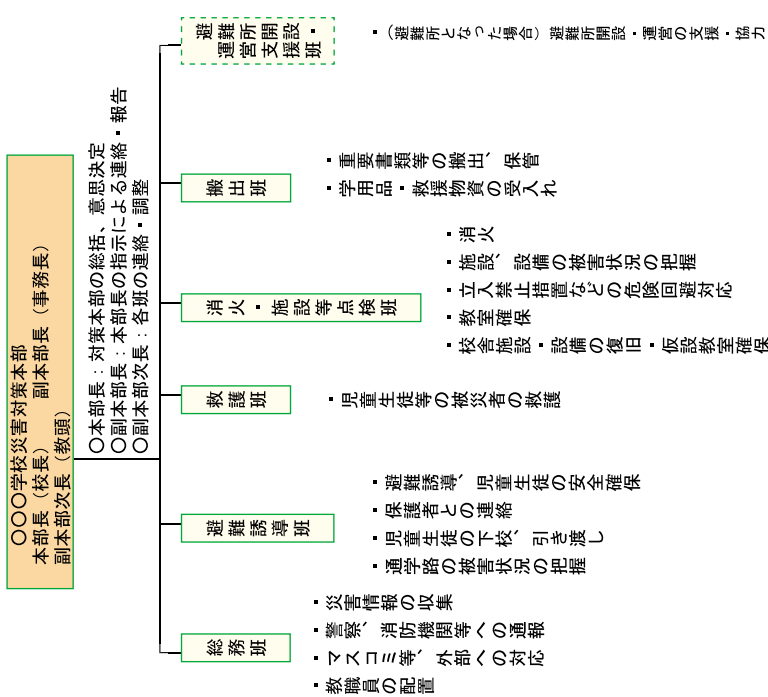
キ 防災上必要な用品等の点検・整備 (担当：総務係)

- 防災用品は保管場所を把握し点検しておく。
- 重要書類は適切に保管しておく。
校長印、学校沿革誌、卒業証書台帳、指導要録、人事関係書類等

2 学校災害時における児童生徒の安全確保

(1) 災害対策本部の設置

災害の規模・被害状況等を踏まえ、原則として職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応にあたる。



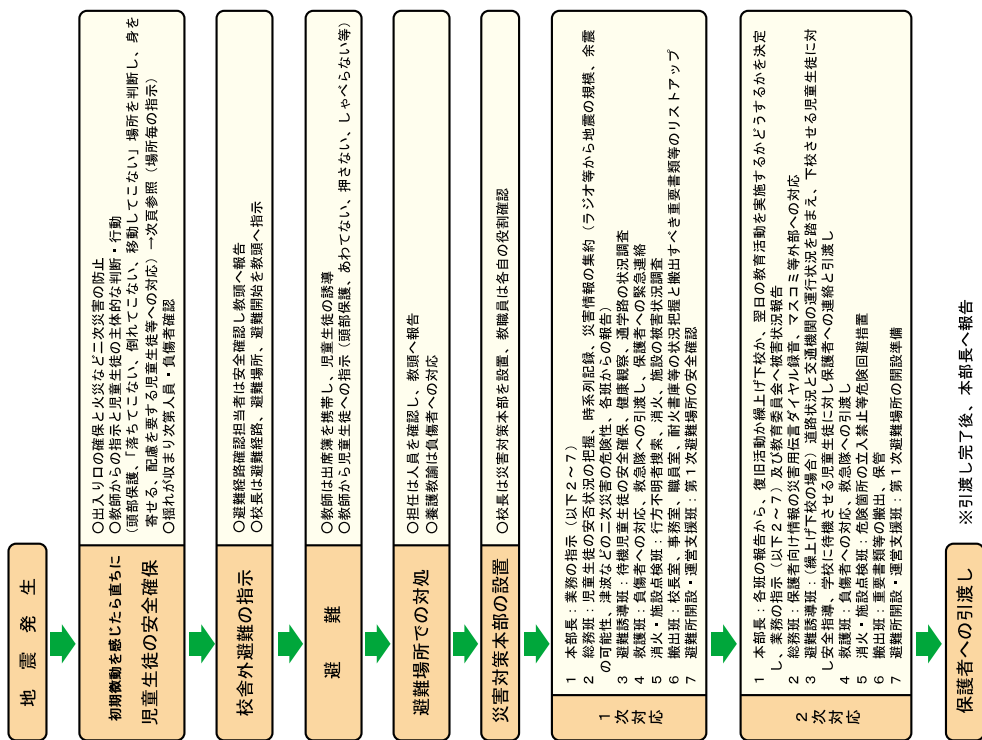
役割分担表

番号	職(フリ)	氏名	役割	備考
1	校長	〇〇〇〇	本部長	
2	事務長	□□□□	副本部長	
3	教頭	◇◇◇◇	副本部長	
4	教務主任	▽▽▽▽	総務部班長	
5	3年10組	△△△△	避難誘導班	

(2) 地震発生時における教職員の非常配備計画

配備区分	配備体制	配備時期
警戒配備	校長・事務長・教頭の3者で、災害情報の収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。(地域災害対策担当課、消防署、学校施設警備会社等からの情報収集、学校施設の状況把握等)	1 学校所在地において震度4の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、津波注意報が発表されたとき。 3 その他特に校長が必要と認めたとき。
特別警戒配備	校長・事務長・教頭の3者で、災害情報の収集及び連絡活動、教育活動の実施の可否が検討でき、特別警戒体制に移行できる体制とする。(学校施設の被害状況の把握、通常の教育活動が実施可能か検討、被害状況の報告、教育活動実施に向けた対応や授業開始の変更及び臨時休業等が必要な場合の緊急連絡の対応等)	1 学校所在地において震度5弱の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、津波警報が発表されたとき。 3 その他特に校長が必要と認めたとき。
特別警戒体制	校長・事務長・教頭・災害対策本部の班長で、災害情報の収集及び連絡活動、教育活動の実施の可否が検討でき、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	1 学校所在地において震度5強の地震が観測されたとき。 2 学校所在地に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 その他特に校長が必要と認めたとき。
災害対策本部体制	全職員で、組織及び機能の全てを兼ねて、応急対策にあたる体制とする。	1 学校所在地において震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、大津波警報が発表されたとき。 3 その他特に校長が必要と認めたとき。

(3) 地震発生時の対応 ～①児童生徒在校時～



○出入口の確保と火災など二次災害の防止
○教師からの指示と児童生徒の主体的な判断・行動（頭部保護、落下物に当たらない、倒れてこない、移動してこない）場所を判断し、身を寄せる、配慮を要する児童生徒等への対応）→次頁参照（場所毎の指示）
○揺れが収まり次第人員・負傷者確認

○避難経路確認担当者には安全確認し教頭へ報告
○校長は避難経路、避難場所、避難開始を教頭へ指示

○教師は出座簿を携帯し、児童生徒の誘導
○教師から児童生徒への指示（頭部保護、あわてない、押さない、しゃべらない等）

○担任は人員を確認し、教頭へ報告
○養護教諭は負傷者への対応

○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認

- 1 本部長：業務の指示（以下2～7）
2 総務班：児童生徒の安全状況の把握、時系列記録、災害情報の集約（ラジオ等から地震の規模、余震の可能性、津波などの二次災害の危険性、各社からの報告）
3 避難誘導班：待機児童生徒の安全確保、健康観察、通学路の状況調査
4 救護班：負傷者への対応、救急隊への引渡し、保護者への緊急連絡
5 消防・施設点検班：行方不明者捜索、消火、施設の被害状況調査
6 搬出班：重要書類等、事務室、職員室、耐火倉庫等の状況把握と搬出すべき重要書類等のリストアップ
7 避難所開設・運営支援班：第1次避難場所の安全確認

- 1 本部長：各班の報告から、復旧活動が繰り上げ下校か、翌日の教育活動を実施するかどうかを決定し、業務の指示（以下2～7）及び教育委員会へ被害状況報告
2 総務班：保護者向け情報の活用（伝言ダイヤル録音、マスコミ等外部への対応）
3 避難誘導班：（繰り上げ下校の場合）通学状況と交通機関の運行状況を踏まえ、下校させる児童生徒に対し安全指導、学校に待機させる児童生徒に対し保護者への連絡を引渡し
4 救護班：負傷者への対応、救急隊への引渡し
5 消防・施設点検班：危険箇所の立入禁止等危険回避措置
6 搬出班：重要書類等の搬出、保管
7 避難所開設・運営支援班：第1次避難場所の開設準備

～基本的な安全確保の対応～

ア 授業中

※避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。

場 所	共 通 事 項	個 別 事 項
普通教室	○教師の指示による安全確保の的確な指示（頭部を保護する、窓・壁際・棚・ロッカーから離れる） ○避難経路を確認する	○机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかりと握つように指示する ○火気使用中であれば消火を指示する ○実験・実習中であれば、危険回避を指示する（機器を止める、火を消す） ○中央に集合させ、体を低くするように指示する（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添うほうがよい場合もある）
体育館	○火気使用中であれば消火する	
運動場	○児童生徒の人員等状況確認や周囲の安全を確認する	○建物、サッカーゴールや鉄棒等の固定源から離れ、中央に集合させ体を低くするように指示する
プール	○児童や二次災害に備え、児童生徒等を落ち着かせる	○すみやかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示する ○揺れが収まれば、速やかにプールから出るよう指示する ○避難準備を指示する（サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る）
図書室		○書棚から離れるよう指示する

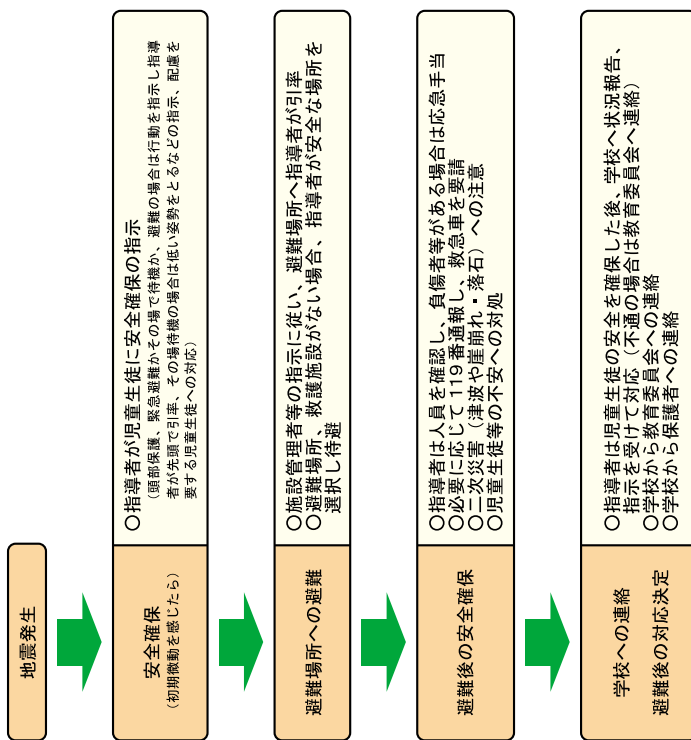
イ 始業前、休み時間、放課後（教師と児童生徒等が離れている場合）

場 所	児童生徒の行動（日常の防災教育の中で予め指導）	教 職 員 の 対 応
階段、廊下、トイレ等	○揺れている間は、帽子や上着等で頭部を保護してじっと待機する ○落下物や倒壊物に気をつける ○揺れが収まり、教師の指示に従い、校舎外避難場所へ避難する	○一斉放送等により全校に指示する（揺れが収まるまで、頭部を保護して待機するよう指示する） ○教職員は手分けして児童生徒等の安全確保、指示誘導する
運動場、中庭等	○周囲の安全確認をする ○建物、ブロック塀、窓ガラスの近く、サッカーゴールや鉄棒、ジャングジム等の固定遊具から離れる ○揺れが収まるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する	○校舎外にいる児童生徒等の安全確保、負傷者の応急手当をする

ウ 登下校時

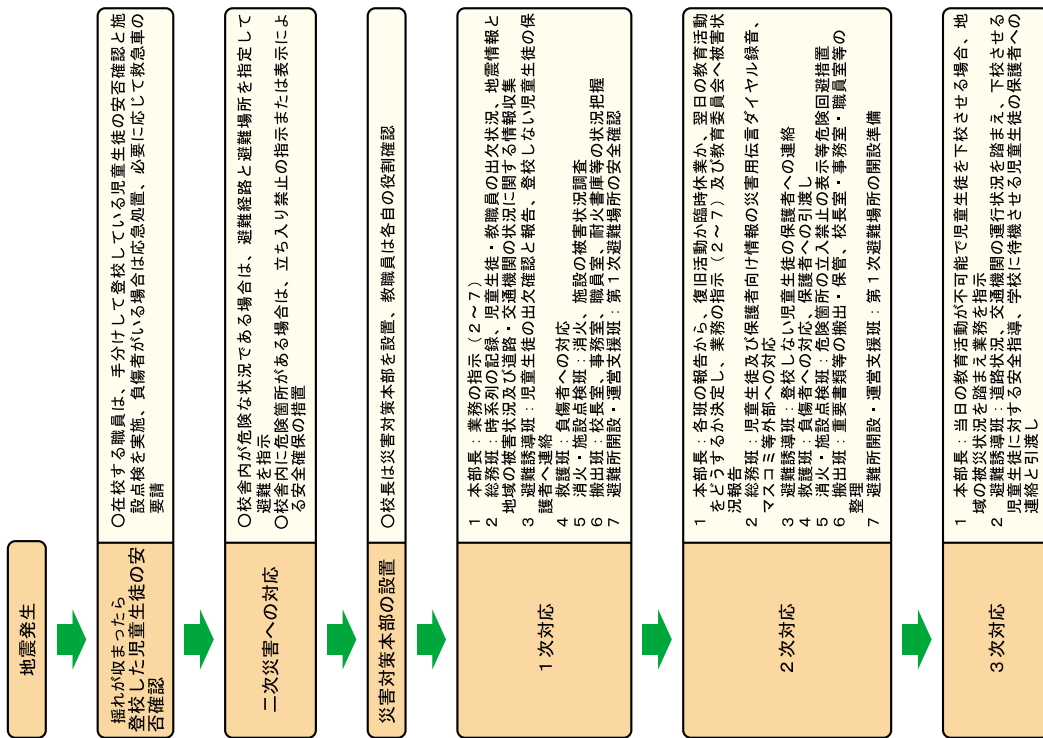
場 所	児童生徒の行動	教職員の前指導
山間部	○山際から離れる	○崖崩れ、土砂崩れがあることを指導する
海岸部	○高い場所へ避難する	○津波がくる場合があることを指導する
河川沿い	○河川から離れる	○海のそばでは津波により増水すること、暴風雨時及びその後の増水について指導する

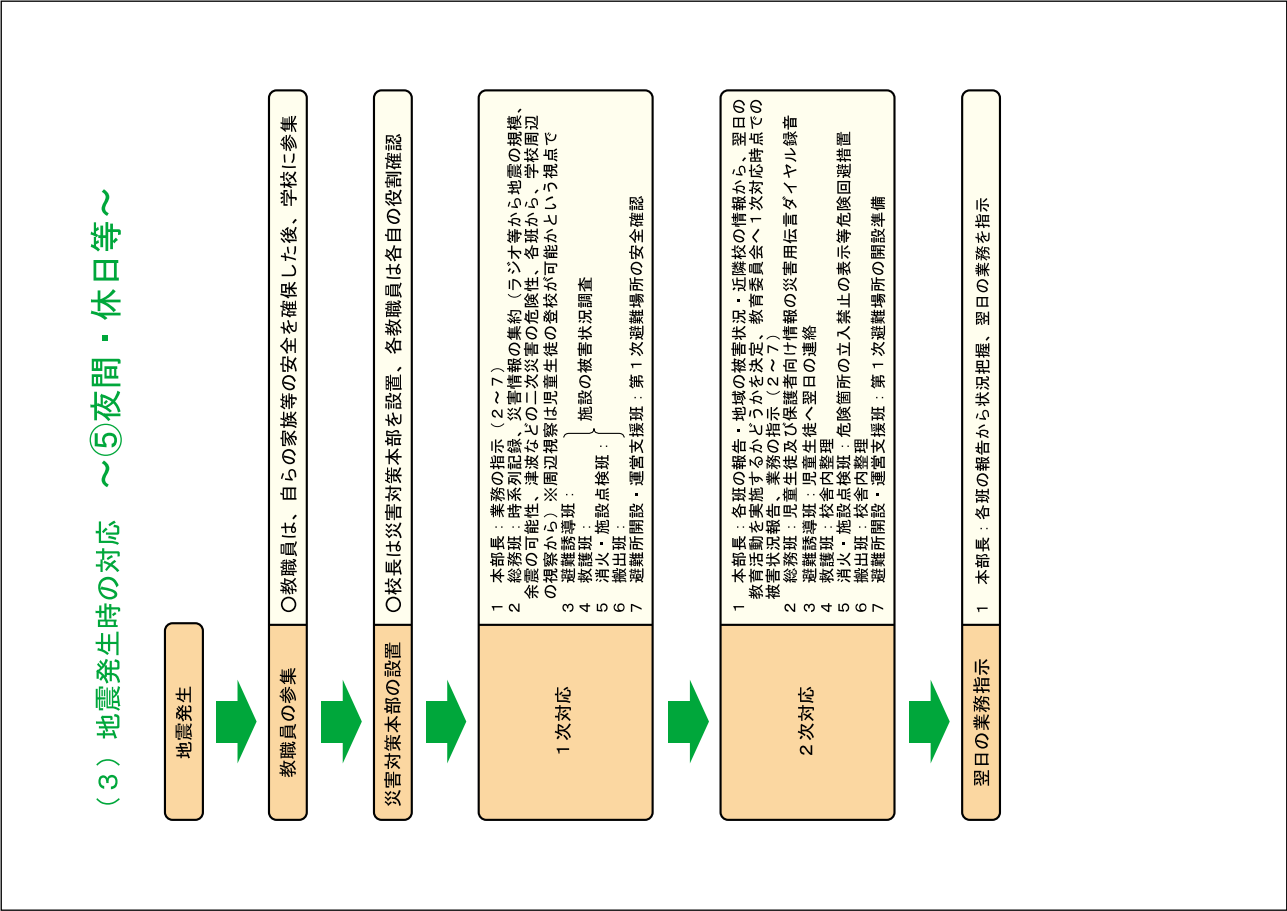
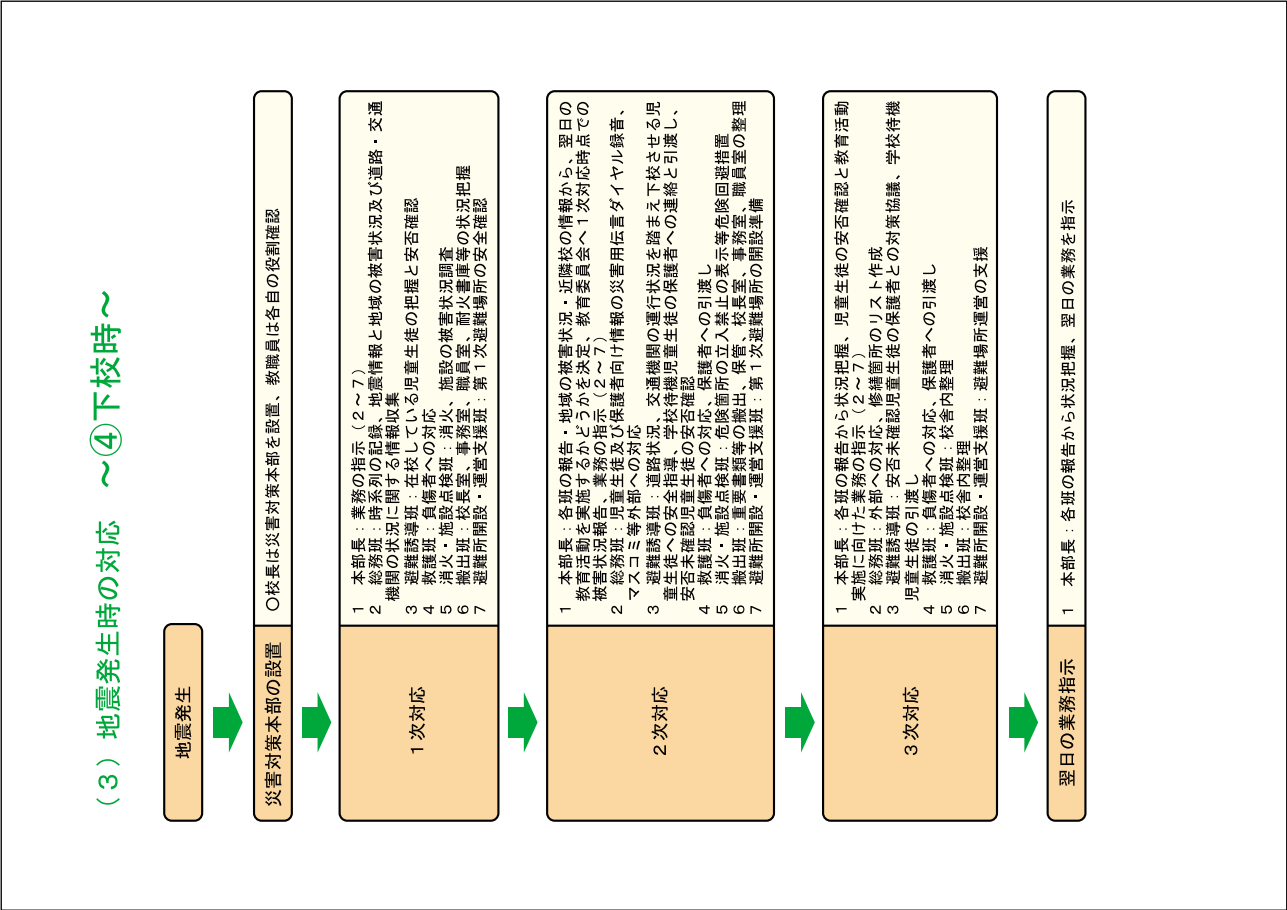
(3) 地震発生時の対応 ～②校外活動時～



※校外活動に際しての事前確認及び事前指導
・早学先の避難経路・避難場所の確認と施設等管理者等との安全面の打合せ
・校外活動時の留意事項の指導徹底(指導者の指示をよく聞くこと、一人で行動しないこと、トイレ等で集団を離れる場合は断ること等)

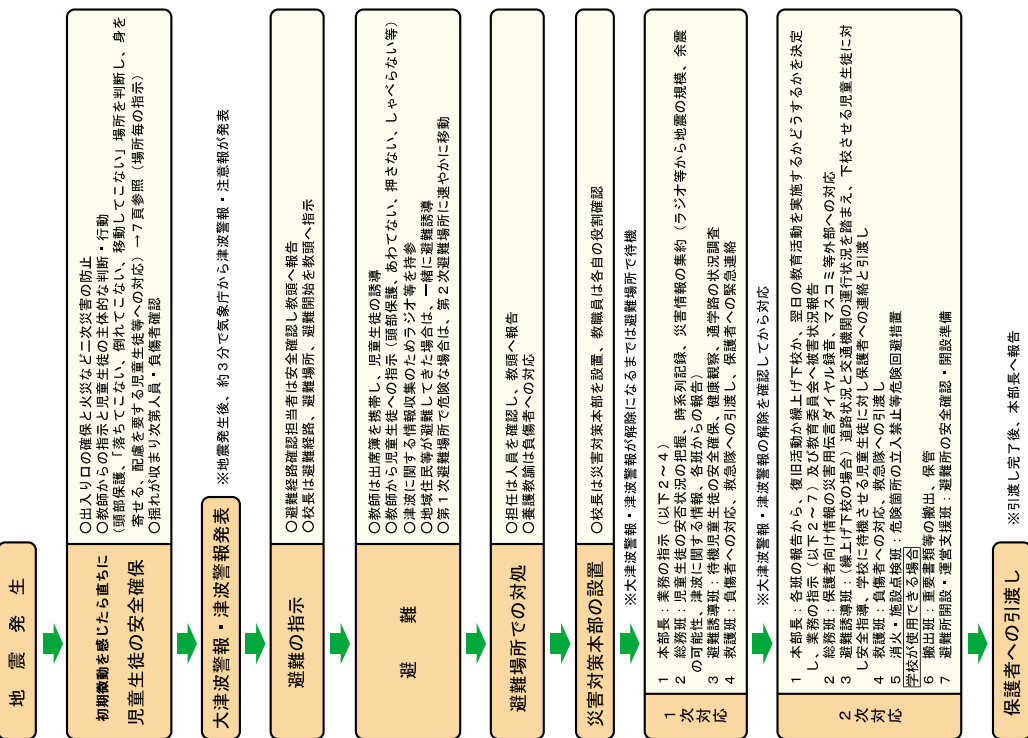
(3) 地震発生時の対応 ～③登校時～





(4) 津波発生時の対応 ～児童生徒在校時～

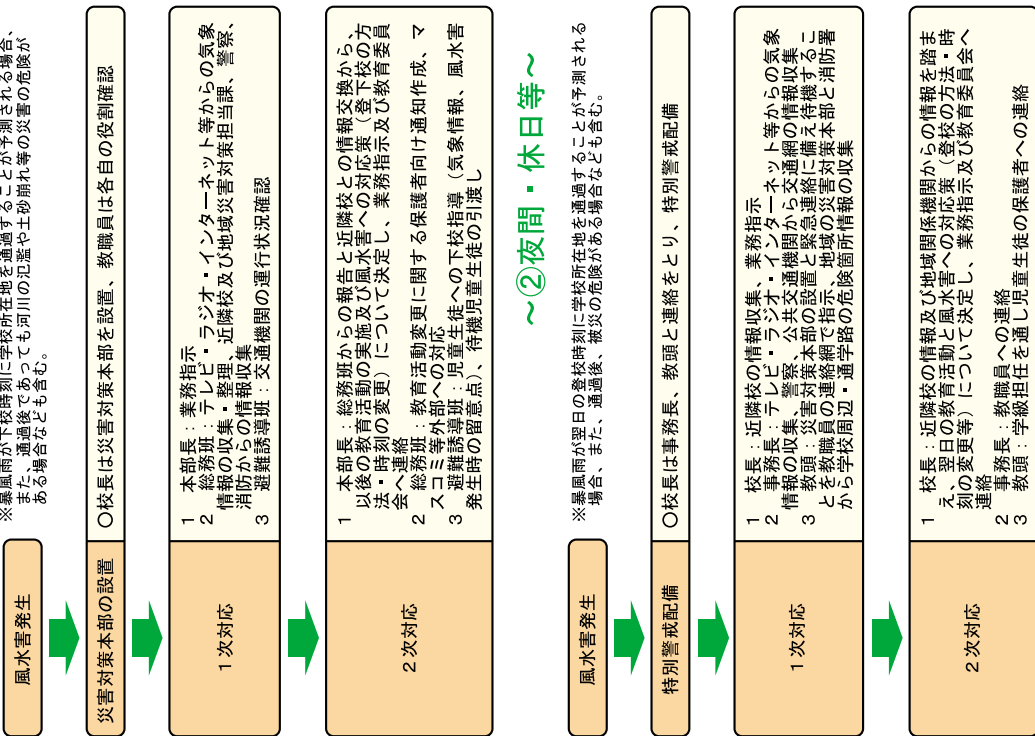
「児童生徒在校時」以外の対応は地震発生時の対応に準じる



(5) 風水害発生時の対応

～①児童生徒在校時～

※暴風雨が下校時刻に学校所在地を通過することが予測される場合、また、通過後であっても河川の氾濫や土砂崩れ等の災害の危険がある場合なども含む。



～②夜間・休日等～

(6) 火山災害発生時の対応 ～児童生徒在校時～

噴火警報（レベル4）発表後の対応

発表基準

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される場合に気象庁が発表する。

(市町村災害対策本部から指示・伝達)

※ 災害対策本部を設置する可能性のある市町村は、福島市、会津若松市、郡山市、白河市、喜多市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町、磐梯町、北塩原村、三島町、金山町、檜枝岐村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、下郷町の19市町村。

災害対策本部の設置 ○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認

1 本部長：児童生徒等に校舎内待機を指示し、以後の教育活動の実施及び火山災害への対応策（登下校の方法・時刻の変更）について決定し、業務の指示（2～4）及び教育委員会へ連絡

2 担任等：児童生徒等の校舎内待機と安全指導

3 総務班：テレビ・ラジオ・インターネット等からの気象・火山情報の収集・整理、近隣校及び地域災害対策担当課、気象台、警察、消防からの情報収集

4 避難誘導班：交通機関の運行状況、交通状況の確認

2 次対応

1 本部長：業務の指示（2～6）

2 教頭：時系列に記録

3 事務長：重要書類の保管と搬出書類の準備

4 各担任：保護者への連絡、児童生徒へ翌日以降の連絡

5 総務班：教育活動変更に関する保護者向け通知作成、マスコミ等外部への対応

6 避難誘導班：児童生徒への下校指導（気象情報・火山情報、火山災害発生時の留意点）、待機児童生徒の引渡し

噴火警戒レベル	導入火山	未導入火山
対象火山名	吾妻山	安達太良山
対象市町村名	福島市 猪苗代町 北塩原村	郡山市 会津若松市 喜多市 本宮市 大玉村 猪苗代町
想定される現象	噴火警報（居住地域）【レベル4：避難準備】 噴火に伴う融雪型火山泥流が発生し、噴火がさらに継続すると居住地域まで到達すると予想される。（那須店は、火砕流や概ね4km程度の範囲への噴火の飛散が予想される。） 噴火警報（居住地域）【レベル5：避難】 噴火に伴う融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している。（那須店は、火砕流や概ね4km程度の範囲への噴火の飛散も切迫している。）	磐梯山 郡山市 会津若松市 喜多市 猪苗代町 北塩原村
	沼沢 三島町 金山町	

※ 福島県地域防災計画（一般災害対策編（火山対策計画））に基づく。

噴火警報（レベル5）発表後の対応

発表基準

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合に気象庁が発表する。

(市町村災害対策本部から指示・伝達)

避難の指示

○避難経路確認担当者：安全確認し教頭へ報告

○校長は避難経路、避難場所、避難開始を教頭へ指示

避難

○教師は出席簿を携帯し、児童生徒の誘導

○教師から児童生徒への指示（頭部保護、あわてない、しゃべらない等）

○火山災害に関する情報収集のためラジオ等を持参

○地域住民等が避難してきた場合は、一緒に避難誘導

○第1次避難場所：危険な場合は、第2次避難場所に速やかに移動

避難場所での対応

○担任は人員を確認し、教頭へ報告

○避難教師は負傷者への対応

災害対策本部の設置

○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認

1 本部長：業務の指示（以下2～4）

2 総務班：児童生徒の安全状況の把握、時系列記録、災害情報の集約（ラジオ等から気象・火山に関する情報、各班からの報告）

3 避難誘導班：待機児童生徒の安全確保、健康観察、通学路の状況調査

4 教頭：負傷者への対応、救急隊への引渡し、保護者への緊急連絡

2 次対応

1 本部長：各班の報告から、翌日以降の教育活動を実施するかどうするかを決定し、業務の指示（以下2～5）及び教育委員会へ被害状況報告

2 総務班：保護者向け情報の災害用伝言ダイヤル録音、マスコミ等外部への対応

3 避難誘導班：道路状況と交通機関の運行状況を踏まえ、下校させる児童生徒に対し安全指導、避難場所待機させる児童生徒に対し保護者への連絡と引渡し

4 教頭：負傷者への対応、救急隊への引渡し

5 消防・施設係班：危険箇所の立入禁止等危険回避措置

保護者への引渡し

※引渡し完了後、本部長へ報告

(7) 原子力災害発生時の対応～児童生徒在校時～

原子力災害発生時の対応については、原子力災害対策特別措置法及び福島県地域防災計画原子力災害対策編に基づき実施することになる。

原子力災害発生

国、県及び関係市町村等が災害対策本部等を設置。また、現地対策本部が緊急事態応急対策拠点施設（オプサイトセンター）内に設置され、国、県、関係市町村、事業者及び防災関係機関の職員が一体となって災害対策にあたる。

(県・市町村災害対策本部から指示・伝達)

※ 災害対策本部を設置する可能性のある市町村は、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の13市町村。

災害対策本部を設置しない学校であっても、原子力災害の発生した町及びその周辺市町村から通学している児童・生徒の有無を確認し、該当者がいる場合には、その地元市町村の災害対策本部と連絡を取り、災害対策本部の指示に従う。

全面緊急事態宣言発出後の対応

発出基準
 全非常用炉心冷却装置の注水不能
 全非常用直流電源の喪失
 炉心の損傷発生を示す原子炉格納容器内の放射線量の検知 など

放射線物質放出前	放射線物質放出後
予防的防護措置を準備する 区域：PAZ Precautionary Action Zone 施設から半径約5km圏内	避難
緊急時防護措置を準備する 区域：UPZ Urgent Protective action Planning Zone いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の各市町村全域	屋内退避
緊急時モニタリングにより測定した空間放射線量率	
実測値をもとに範囲を定め、避難等の指示	
避難（数時間以内） 空間放射線量率が1時間あたり500μSv以上	
屋内退避 空間放射線量率が1時間あたり20μSv以上500μSv未満	
一時移転（1週間以内）	

初期対応	1 校長：児童生徒等に校舎内待機を指示し、市町村対策本部に対応を確認 1 校長：市町村対策本部の指示を職員に周知 2 担任等：保護者への連絡
「屋内退避」 指示が出た場合 → 引渡し	1 校長：職員に業務を指示（2～5） 2 教頭：時系列に記録 3 事務長：重要書類の保管と搬出書類の準備 4 各担任：児童生徒等の教室内退避と安全指導 5 養護教諭：児童生徒等の健康観察状況の集約と教護 1 校長：市町村対策本部に対応を確認し、職員に周知 2 担任等：保護者への連絡、保護者へ児童生徒等の引渡し
「避難」 指示が出た場合 → 引渡し	1 校長：職員に業務を指示（2～6） 2 教頭：施設確認 3 事務長：重要書類の保管と搬出 4 各担任：児童生徒等の誘導順序を確認し、移動用車両へ誘導 5 養護教諭：児童生徒等の健康観察状況の集約と教護 6 担任外：児童生徒等の誘導補助 1 校長：市町村対策本部に対応を確認し、職員に周知 2 担任等：保護者への連絡、保護者へ児童生徒等の引渡し
「一時移転」 指示が出た場合	1 校長：職員に業務を指示（2～6） 2 教頭：施設確認 3 事務長：重要書類の保管と搬出 4 担任等：児童生徒等の一時移転先の確認

【学校における避難計画の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編において、学校の管理者は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてることがされている。

- (7) 避難実施責任者
 (イ) 避難の順位
 (ロ) 避難誘導責任者及び補助者
 (ハ) 避難誘導の要領及び措置
 (ニ) 避難場所、経路、時期及びびその指示伝達方法
 (ホ) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
 (ヘ) 避難者の確認方法
 (コ) 児童、生徒等の保護者等への引渡方法
 (ク) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

※ PAZ、UPZの区域に所在する学校では、各市町村地域防災計画に基づいて、避難計画を整備する必要がある。その他の市町村に所在する学校では、避難者の受入体制や事故情報の伝達に関する計画が必要となる。

(8) 土砂災害警戒時の対応 ～児童生徒在校時～

土砂災害警戒情報発表後の対応

土砂災害警戒区域 危険な区域と認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

※ 土砂災害警戒区域内に所在している場合は、予め各市町村または県土木部砂防課もしくは最寄りの建設事務所に問合せ確認しておく。

【土砂災害警戒区域の検索】 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sabou/newmain.html>

【土砂災害危険箇所の検索】 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sse/41045c/kikenkasyo.html>

1 次対応

校長：児童生徒に校内待機を指示し、以後の教育活動の実施及び土砂災害への対応策（登下校の方法・時刻の変更）について決定し、業務の担任等：児童生徒の校内待機と安全指示

2 次対応

校長：児童生徒の校内待機と安全指示

3 次対応

校長：児童生徒の校内待機と安全指示

4 次対応

校長：児童生徒の校内待機と安全指示

2 次対応

校長：業務の指示（2～6）

1 校務班：児童生徒の校内待機と安全指示

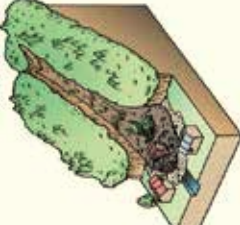
2 校務班：児童生徒の校内待機と安全指示

3 校務班：児童生徒の校内待機と安全指示

4 校務班：児童生徒の校内待機と安全指示

5 校務班：児童生徒の校内待機と安全指示

6 校務班：児童生徒の校内待機と安全指示

がけ崩れ	土石流	地すべり
		
降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象（斜面以外に、崩壊および地震が原因となることがある。）	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象	雨水や雪どけ水が地中の粘土のようなすべりやすい地層にしみ込んで、斜面の一部あるいは全層が地下水の影響と重力によって斜面下方に移動する現象
【前兆現象】 ○がけに割れ目が見える。 ○がけから水が湧き出る。 ○がけから小石がバラバラと落ちてくる。 ○木が揺れたり傾いたりする。	【前兆現象】 ○山鳴りや異常な臭いがする。 ○急に川や沢の流れが速くなり、水位が上がる。 ○雨が降り続いているのに川や沢の水が下がる。	【前兆現象】 ○沢や池の水が濁ったり、減ったりする。 ○地面にひび割れができる。 ○斜面に水が湧き出す。 ○山の木が裂ける音が出る。

※ 土砂災害防止法に基づく。

避難勧告等発令後の対応

発令基準

居住地域に重大な被害を及ぼす土砂災害が発生するおそれがあると予想される場合、各市町村が発令する。

(市町村災害対策本部から指示・伝達)

※ 市町村によって、発令基準や指示・伝達の方法が異なるので、学校が所在する市町村役場の担当部に問合せ確認しておく。

避難の指示

○避難経路確認担当者は安全確認し教頭へ報告

○校長は避難経路、避難場所、避難開始を教頭へ指示

避難

○教師は出席簿を携帯し、児童生徒の誘導

○教師から児童生徒への指示（頭部保護、あわてない、押さない、しゃべらない等）

○気象・防災に関する情報収集のためラジオ等を持参

○地域住民等が避難してきた場合は、一緒に避難誘導

○第1次避難場所が危険な場合は、第2次避難場所へ速やかに移動

降雨の状況や学校周辺の地形及び校舎の構造等を総合的に判断し、第1次避難場所として土砂流入に耐えうる高層階への重畳避難も選択肢として考慮する。

避難場所での対応

○担任は人員を確認し、教頭へ報告

○養護教諭は負傷者への対応

災害対策本部の設置

○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認

1 次対応

1 本部長：業務の指示（以下2～4）

2 総務班：児童生徒の安否状況の把握、時系列記録、災害情報の集約（ラジオ等から気象・防災に関する情報、各班からの報告）

3 避難誘導班：待機児童生徒の安全確保、健康観察、通学路の状況調査

4 救護班：負傷者への対応、救急隊への引渡し、保護者への緊急連絡

2 次対応

1 本部長：各班の報告から、翌日以降の教育活動を実施するかどうかを決定し、業務の指示（以下2～5）及び教育委員会へ被害状況報告

2 総務班：保護者向け情報の災害用伝言ダイヤル録音、マスコミ等外部への対応

3 避難誘導班：道路状況と交通機関の運行状況を踏まえ、下校させる児童生徒に対し安全指導、避難場所に待機させる児童生徒に対し保護者への連絡と引渡し

4 救護班：負傷者への対応、救急隊への引渡し

5 消火・施設点検班：危険箇所の立入禁止等危険回避措置

保護者への引渡し

※引渡し完了後、本部長へ報告

3 避難所開設と運営の支援

I 目的

当校が避難所となった場合に、その開設・運営に対する教職員の協力・支援に関するマニュアルを定め、円滑な対応を図ることを目的とする。

II マニュアルの構成

1 日常における収容避難所に必要な事項の確認

- (1) 避難所としての開放区域（校舎・校庭等）の利用計画
避難所としての開放することを要請された場合に備え、予め校舎等の開放区域を次のとおり定める。

【避難所における学校施設の利用計画（例）】

No.	利用目的	利用予定場所の例
1	避難場所	体育館（第1次）、1階会議室（第2次）、校庭テント（第3次）
2	管理運営所（連絡所）	多目的ホール
3	応急救護所	保健室
4	情報機器設置場所	多目的ホール、職員室一部
5	情報掲示場所	玄関、体育館入り口
6	ゴミ集積場所	プール南側
7	仮設トイレ	プール南側
8	救援物資集積場所	3－1
9	救援物資配付場所	3－2
10	臨時遺体安置所	会議室
11	仮設電話設置場所	図工室
12	風呂	校庭北側
13	更衣室	音楽室（男）、家庭科室（女）
14	洗濯場	プール南側
15	物干し場	屋上、体育館西側
16	ペット置場	校庭南側
17	介護室	1－1
18	喫煙場所	校庭遊具コーナー
19	相談室	2－1
20	調理室	校庭北側
21	給水室	理科室
22	救急車用駐車場	プール南側

(2) 利用配置図
※省略

- (3) 校門・校舎・体育館等の鍵の保管
勤務時間外において、収容避難所開設の要請があった場合の対応として、学校の鍵の保管に関し、次のとおりとする。

【〇〇学校の避難所開設に伴う鍵の保管管理票（例）】

施設	鍵No.	職 名	鍵保有者氏名	備 考
体 育 館	1	教 頭	〇〇〇〇〇	〇〇学校災害対策副本部長
	2	教務主任	〇〇〇〇〇	〇〇学校災害対策副本部次長
	3	〇〇役所管理班	〇〇〇〇〇	学校施設開放管理運営委員長
	そ の 他			

※ 玄関の鍵の保有者（機関）の確認もしておく

- (4) 避難所の開放・運営に係る役所・役場の確認
市町村の地域防災計画により、当校に対し避難所としての開設要請を行い、また開設後の避難所管理運営を行うのは〇〇役所・役場災害対策本部となる。
その担当課は次のとおりである。

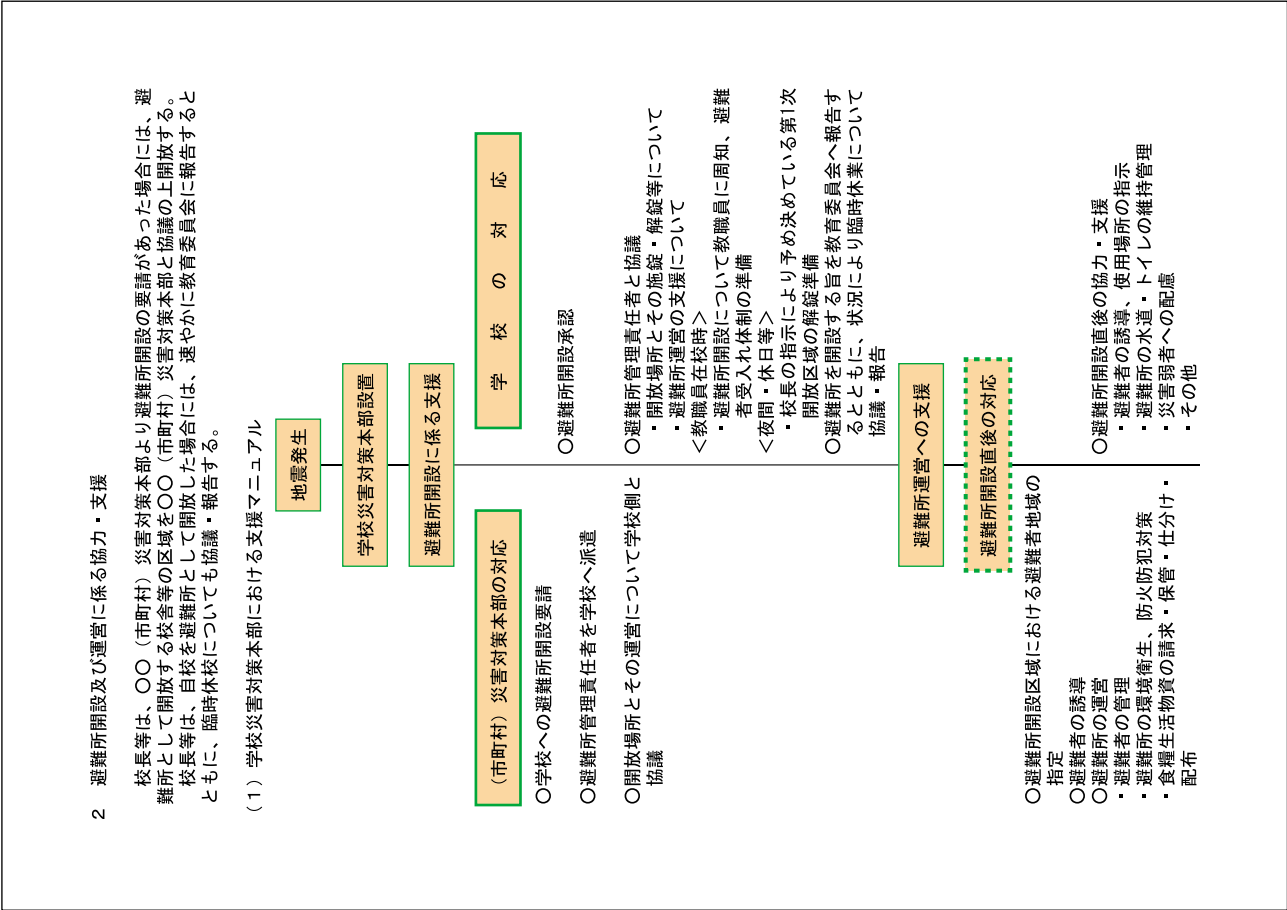
収容避難所管理運営	〇〇役所・役場災害対策本部
連絡先	〇〇役所・役場健康福祉課（保健センター） 電話 ××××－××××

- (5) その他、収容避難所となった場合に必要な物資に係る情報についての把握
災害救援物資が搬入される場合は、その保管場所を明示する。

【災害救援物資の状況一覧表（例）】

No.	物 資	内 訳	保管場所
1			校舎〇階〇〇室
2			校舎〇階〇〇倉庫
3			

※ 項目については、各学校の実態に応じて加除すること。



(2) 校長等及び避難所開設・運営支援班の役割

1 避難所開設直後の対応

- (1) 校長等施設管理者の役割（※ 避難者が既に校庭等に集合しており、○○市町村）災害対策本部からの避難所管理責任者、避難所開設員が未到着の場合。）
- ① 応急的な措置に必要な生活スペースを、学校が予め定めておいた開放優先順にしたがって開放

(なお、これについては、(市町村)災害対策主管課と事前に協議が必要)

- ア、避難所について、(市町村)災害対策本部への第一報
イ 避難所開設の(市町村)災害対策本部への指定
ウ 避難所開設地域における避難者地域の指定
エ 災害弱者(障かきり老人、障がい者等)への配慮
オ 大量避難者対応のためのテント設置
カ 受入れ人数、食料・寝具等の必要数等、避難所の状況等の(市町村)災害
対策本部への報告

(2) 避難所開設・運営支援班の役割

- ① 飲料水・生活用水の確保
- ② 電気・照明器具、燃料の確保
- ③ トイレの表示・維持管理
- ④ 負傷者に対する応急措置
- ⑤ 救援物資の要請・受入れ・管理
- ⑥ 施設内の清掃、ゴミ・廃棄物の管理
- ⑦ 避難者との連絡窓口の設置、情報提供
- ⑧ 字校内にある避難所運営に役立つ備品・施設の点検・整理
(なお、これについては、(市町村)災害対策主管課と事前に調整が必要)

2 避難長期化への対応

- (1) 校長等施設管理者の役割
- ① 長期化する場合は、避難所管理責任者の代行が想定される業務
(なお、これについては、(市町村)災害対策室と事前に協議が必要)

ア 連絡所の設置

- イ 避難者名簿の作成、各種書類の整備
 ウ 避難所周辺の被害状況の把握
 エ 避難所日営業務の管理
 オ 避難所運営委員会の設置
 (2) 避難所開設・運営支援班の役割（※ 避難所開設後の対応継続及び以下の項目）

① 共同炊き出しへの協力

- ② ボランティア受入れへの対応
③ 避難所内の秩序維持、盗難防止、防火管理

4 授業再開に向けての対応

(1) 1次対応（被災状況の把握と当面の見通し）

- [illegible]

(2) 2次対応（仮再開に向けた対応）

- [illegible]

(3) 3次対応（完全再開に向けた対応）

- [illegible]

資料①

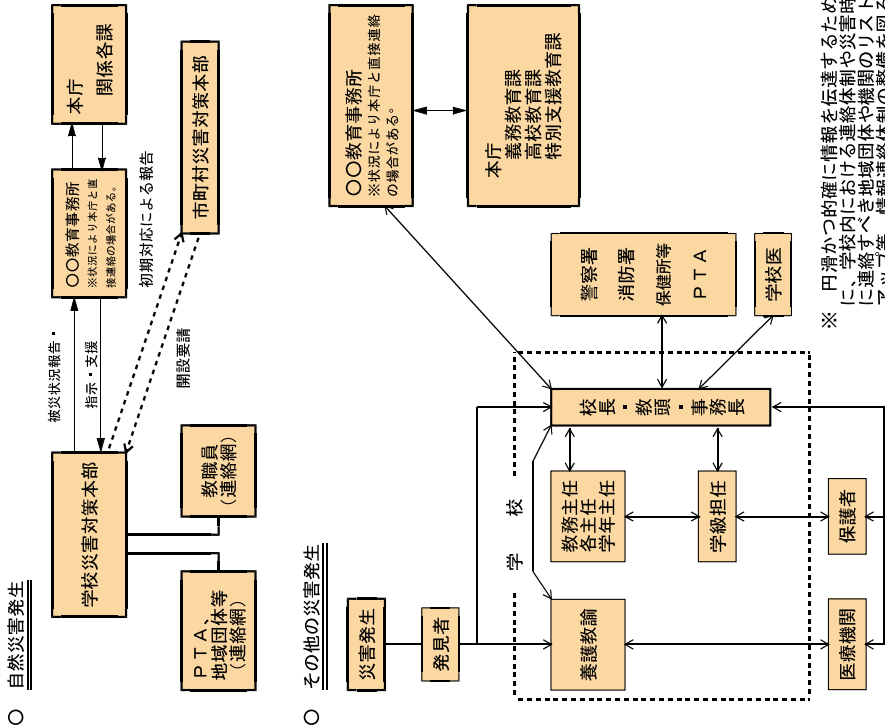
緊急連絡用(引渡し)カード

緊急連絡用（引渡し）カード									
年 組 氏 名		年 組		性 別					
現 住 所		〒							
緊 急 連 絡 先		住所		自宅以外の連絡先（名称・氏）					
		自宅Ⅰ()							
		携帯Ⅰ()							
本校在学の兄弟姉妹		年 組		年 組					
緊 急 時 の 引 受 人									
(学校に迎えに来る人。保護者以外の人も含む)									
引受人氏名	電 話 番 号	本人との関係	徒歩による登校に要する時間	引受確認					
1									
2									
3									
引渡日時	月 日 時	引渡場所	校庭 体育館 教室 その他()						
引 渡 人 氏 名									
引渡後の連絡先	氏 名	TEL							
備 考									

(注) 裏面に自宅付近図を記入 (注) 必要事項を記載後、学校へ提出

資料②

情報連絡体制 (例)



※ 円滑かつ的確に情報を伝達するためには、学校内における連絡体制や災害時に連絡すべき地域団体や機関のリストアップ等、情報連絡体制の整備を図るとともに、体制図中に電話番号を記載し見易い場所に貼付しておく。

※ 全市町村レベルの災害が発生し、しかも電話が不通の状態における教育委員会から全学校への連絡等は、校長会の緊急連絡網における教育委員会から全学校へ連絡することにも急頭に置く。

※ 市町村立学校の場合は、市町村教育委員会を通じて教育事務所との連絡となる。

2 最近の自然災害と防災、減災の動向

1 阪神淡路大震災から東日本大震災を経て継続する課題

平成 27 年 1 月 17 日は阪神・淡路大震災から 20 年目を迎え、神戸市を中心に防災、減災に関する様々な啓発や教育の取組が見られた。例えば、地元の神戸新聞社は、阪神・淡路大震災発後 20 年を契機として、被災地兵庫の経験と教訓を次世代と国内外に発信するため、6 つの提言を呼びかけた。教育と関連した提言に「『防災』を必修科目に」がある。「科目」という名称を用いたのは、初めて「環境防災科」を設置した兵庫県立舞子高等学校のような教育課程を意図したのかもしれない。被災地でも、宮城県立多賀城高等学校は、平成 28 年 4 月から「災害科学科」を開設した。ここではユネスコスクールを目指し、防災教育と連動した ESD の展開が期待される。福島県内でも「震災と原発事故から学び、教訓を生かした、新たな社会の創造」を理念の中に含める県立ふたば未来学園高等学校が平成 27 年 4 月から開講されている。

また、義務教育段階では、各学校において教科や「総合的な学習の時間」のような領域に取り組む意義もある。実際、防災の「教科」化への取組は各地でも実践が始まっている。例えば、東日本大震災での被災地に立地する仙台市の公立小学校では、平成 25 年度から文科省研究開発学校の指定を受け、「防災安全科」を設置し、教科化が図られている。

周知のとおり、日本では学習指導要領に則った検定済教科書のみが使用されるという教育制度を持つ。このシステムは、世界でも数少なく、戦後、学習指導要領は児童生徒の平均的な学力向上に一定の成果を上げてきたことは否定できない。しかし、日本列島のように地域によって気象、地質、地形などが異なる自然環境では、全国画一的な教育課程や教科・科目それに則った教科書では自然災害の学習として不十分にならざるを得ない。自然災害が多い日本の状況を考えると、前学習指導要領に引き続いて「生きる力」の育成を謳った現学習指導要領に記載された「総合的な学習の時間」の中に「防災」を取り入れることも考えられる。福島県の学校では、本指導資料で紹介してきたように既にそのような取組も見られる。東日本大震災後すぐに設置された、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理についての有識者会議」でも、このことは論議された。ただ、全国的には、文科省の中でも学習指導要領を担当する初等中等局と防災を含む学校安全を担当するスポーツ青年局では取り扱う部局が違ふこともあり、各教育委員会の担当課の違いもあって、教育現場では、ねらいや評価の整合性に戸惑うことも多かった（なお、2015 年 10 月より、学校安全の担当は初等中等局に統合された）。

ところで、2014 度は隣接する新潟県でも中越地震から 10 年、新潟地震から 50 年目の区切りの年でもあった。中越地震については、中越メモリアル回廊が設置された。ここでは、長岡震災アーカイブセンターを拠点として、中越地震に関係の深い 7 地点が見学施設や公園として整備されている。次世代に伝えるための取組であり、苦難を乗り越えた人々の思いを県内外や世界へも伝え、生涯学習の場としても活用されている。

中越地震だけでなく被災地では社会教育施設も建設された。阪神淡路大震災後に設置された「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」から 2015 年柏崎市に開設された「中越沖地震記念館 まちから」まで、社会教育施設は被災地域内外の住民にとっても、防災、減災の意識を向上し、自然災害を語り継ぐための重要な施設となる。加えて、学校が連携することによって、継続的な学習も可能となる。福島県でも環境の回復・創造を目的として設置された「環境創造センター」が平成 28 年度中に開所する。過去の教訓から将来に備え、啓発・教育の素材として、さらには発信の拠点として社会教育施設などを建設することは、ハード面としての意義が考えられる。

加えて、教訓とすべき自然災害については、これらを取り上げた啓発や教育などのソフト面、例えば副読本に活かすことも不可欠である。確かに国及び被災地の多くは、次世代に伝えるための副読本等を作成し、本書でも紹介したように文部科学省（2013）は「学校防災のための参考資料『生きる力を育む防災教育の展開』」を刊行した。しかし、この内容をどのように各地域各学校に普及、啓発する

かが課題である。そこで、震災以降、(独) 教員研修センターと文部科学省が実施する「健康教育指導者養成研修学校安全コース防災教育・防災管理を中心とした学校安全に関する指導者養成」では、刊行後、この参考資料を持参し、これを用いた研修を実施することとした。東日本大震災後、都道府県によって公刊された副読本では、福島県教育委員会のように地域の自然環境等の特殊性を取り上げたものも見られるが、地域を中心とした扱いの副読本でも、地域の特殊性だけでなく普遍性、一般性も求めたい。

また、東日本大震災以降は地域と学校との連携が一層進み、地震以外にも水害等を対象として、「防災キャンプ」等が実施されるようになった。新潟福島豪雨(2004)で大きな被害に遭った新潟県見附市や震災後でのいわき市防災キャンプの実績もある。しかし、必ずしも、「防災キャンプ」の中でも、地域の特殊性と自然災害全般に関連する一般性が明確にされていると言えないところもある。

2 国内の行政組織を中心とした防災、減災への対応

東日本大震災後、自然災害への備えが注目されつつあったにもかかわらず、平成26年8月末には広島県土砂災害、9月には御嶽山噴火によって多数の人命が失われた。内閣府中央防災会議においても、総合的な土砂災害対策、火山噴火対策のワーキンググループが立ち上げられ、前者は平成27年6月に、後者は平成27年3月に、それぞれのとりまとめが公表された。これらは各関係省庁及び都道府県の関連部局への通達だけでなく、内閣府のWebページへの記載など、広く公開されている。日本列島の特色と近年の集中豪雨の傾向を見る限り、土砂災害への対策は広島だけではない。下表は土砂災害ワーキンググループのとりまとめの項目である。この中でも「1. 土砂災害の特徴と地域の災害リスクの把握・共有」が注目される。これには基本的な地質・地理学的な知識を習得しておくことが不可欠である。これが基本となり、他の4項目にも関連付けられる。3. に示されている「・防災教育の充実、人材の育成」にも上の知識は欠かせない。つまり、科学技術や社会の発展に伴ったシステムの構築に加え、防災・減災には地域の自然環境理解に基づく個人の認識、行動が重要であることがこの報告でも読み取れる。今後も日本列島では自然災害は繰り返して発生することが予想され、個人としての教員にとっても、一層の地質・地形や気象を含んだ土砂災害への理解と対応とが求められている。

表 内閣府中央防災会議内閣府土砂災害ワーキンググループの報告(平成27年6月)

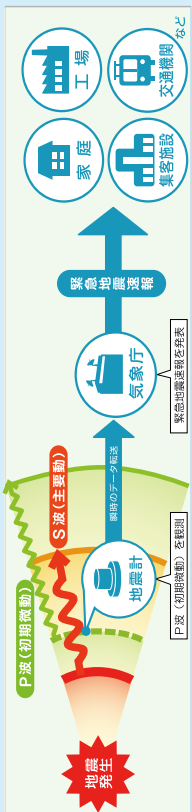
1	土砂災害の特徴と地域の災害リスクの把握・共有	・土砂災害の特徴の共有 ・地域における土砂災害リスク情報の把握・共有 ・リスク情報の活用
2	住民等への防災情報の伝達	・避難準備情報の活用 ・適切な時期・範囲の避難勧告等の発令 ・避難勧告等の情報の伝達方法の改善
3	住民等による適時適切な避難行動	・指定緊急避難場所の確認等 ・指定緊急避難場所の迅速かつ確実な開設 ・自発的な避難を促すための仕組みづくり ・ <u>防災教育の充実、人材の育成</u> ・自主防災組織の重要性
4	まちづくりのあり方と国土保全対策の推進	・土砂災害リスクを考慮した防災まちづくりの推進 ・平時からの国土監視 ・土砂災害防止施設の適切な整備・維持管理 ・森林の適切な整備・保全
5	災害発生直後からの迅速な応急活動	・救助・安否確認活動の効率化・迅速化 ・緊急的な応急復旧支援の実施 ・ボランティアの高度化と積極的な連携 ・被災者に対する心のケア

また、平成25年8月から「特別警報」の運用が開始され、特別警報が発表された場合に「数十年に一度のただちに命を守る行動」が呼びかけられた(本書P158)。しかし、運用開始わずか3週間後には、京都府、滋賀県、福井県で発表された。その後も平成26年には、沖縄、北海道、平成27年には、茨城県、栃木県、宮城県で「特別警報」が発表されたが、これらのことから、毎年のように数十年に1度の命にかかわるほどの重大な自然災害が、毎年日本列島のどこかで発表される可能性がある。なお、ここで気象庁による「注意報」、「警報」、「特別警報」の「発表」と、市町村長による「避難勧告」、「避難指示」の「発令」の違いは、必ずしも学校防災で正しく理解されてきたわけではない。例えば、学校から、保護者への配布物で「午前7時まで暴風警報が発令されていた場合は、・・・」などが時々、見られることもある。

関係省庁からの重要な情報

緊急地震速報って？

緊急地震速報は、地震による強い揺れを事前（揺れる前）にお知らせするための情報です。



- 地震発生場所に近い地震計で地震波（P波、初期微動）をキャッチ
- 気象庁で、震源や規模、予想される揺れの強さ（震度）等を自動計算
- 地震による強い揺れ（S波、主要動）が始まる前に素早くお知らせ（緊急地震速報を発表）
- 家庭や工場、集客施設、交通機関などで、見聞した一人一人が自らの身を守るために活用

※ 緊急地震速報は、地震動の初期微動、警報、予報として位置づけられています

緊急地震速報は、どうやって聞くことができるの？

テレビ・ラジオ

携帯電話・スマホ

防災行政無線

受信端末など

- テレビやラジオ※1を視聴している時に、報知音※2とともに放送されます※3
- 緊急地震速報を受信し、報知音※2とともに伝えられます※3
- 市町村※1の防災行政無線から報知音※2とともに伝えられます
- 受信端末※4などでは、気象庁が発表する警報や予報のほか、独自に個別地点の震度などを予想し、報知します

※1 準備の整った放送局や市町村（全国瞬時警報システム（J-ALERT）を利用）から放送が開始されています

※2 緊急地震速報専用の報知音があります。音を覚えて、その音を聞いたらとっさに身を守る行動をとるようにしてください

※3 緊急地震速報を受信し、音戸通知や機器の制御を行うための装置

緊急地震速報の音は、どういう時に鳴るの？

- 地震により最大震度5以上の揺れを予想した時に、震度4以上の揺れを予想した地域に対して緊急地震速報を発表します。
 - テレビやラジオ、防災行政無線、携帯電話、スマートフォンで報知音が鳴ります
 - 受信端末などでは、予想する震度が、利用者が独自に設定した基準を超えた時に報知音が鳴ります
- ご利用にあたって**
- ★ 緊急地震速報を見聞きしたら、揺れがなくても1分程度は強い揺れに備えて身を守ってください
 - ★ 緊急地震速報が発表されていなくても、地震の揺れを感じた時は身を守ってください
 - ★ 地震の強い揺れは、一般的には長くても1分程度でおさまります。揺れが収まったら落ち着いて行動しましょう
 - ★ 地震の震源地に近い地域では、緊急地震速報の発音が遅い揺れに聞こえないことがあります
 - 緊急地震速報で予想する震度には、1階程度の揺れを伴います。震源が観測点から遠い場合や深い場合は揺れが大きくなる場合があります
 - 頻発に地震が発生している時には同時に発生する複数の地震を区別できません。緊急地震速報を適切に発表できないことがあります

※ ご注意ください！

気象庁が、国民のみならず受信端末の設置を義務づけたり、直接設置に伺ったりすることはありません！

※ 緊急地震速報は、公益財団法人気象庁技術研究所と気象庁による共同技術開発と、独立行政法人防災技術研究所による技術開発の成果により可能となりました

【お問い合わせ先】

気象庁
〒100-8122 東京都千代田区大手町1丁目3番4号
電話：(03)3212-8341(代表)
気象庁ホームページ：http://www.jma.go.jp/

緊急地震速報について：http://www.data.jma.go.jp/svd/new/data/nc/index.html

平成27年1月

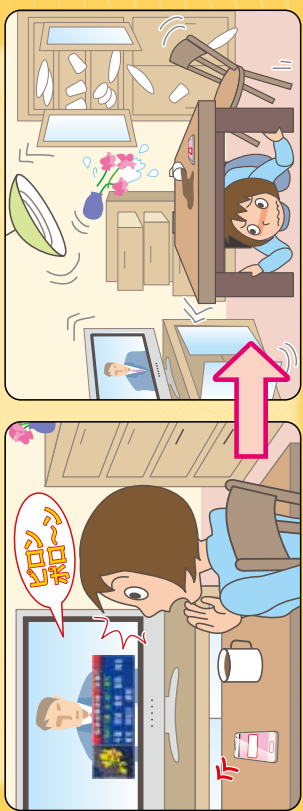
このリーフレットは、印刷用の紙ヘリヤクルでます。

ぼくたちの命をまもるおしらせだ
高知県 北岡七海さんの作品

緊急地震速報

地震による強い揺れを事前にお知らせ

あわてず、まず身の安全を!!



国土交通省
気象庁

[illegible]

主わいの人にも^{ひと}声^{こゑ}をかけながら

緊急地震速報を見聞きしたら...
(地震の揺れを感じなくても)

地震の揺れを感じたら…
(緊急地震速報がなくても)

あわてず、まず身の安全を11

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れがくるまでの時間は、**数秒から数十秒**しかありません。

国に於ける運動の状況について

日頃からいざというときの行動を考えておきましょう

ちび
度
家

- あわてて外へ飛び出さない
●むりに火を消そうとしない

鉄道・バス

- つり革、^{かわ}手すりに
しっかりつかまる

ターナー

- 最も早い段階で停止せざるに於ける

屋外(街)では

- スロツク塀の
倒壊に注意
● 看板や割れたガラスの
落下に注意

自動車運転中

- 急（きゆう）入（い）レ（れ）ー（ー）キ（き）は（は）か（か）け（け）ず（ず）、ゆ（ゆ）る（る）や（や）か（か）に（に）速（そく）度（ど）を（を）お（お）と（と）す（す）
- ハ（ha）ザ（za）ー（a）ド（do）ラ（ra）ン（n）プ（pu）を（を）点（てん）灯（とう）し（し）ま（ま）わ（わ）り（り）の（の）車（くるま）に（に）注（ちゆう）意（い）を（を）う（う）な（な）が（が）す（す）

上記のほか、訪れた施設等において緊急地震速報を見聞きした時は、身を守り、係員の指示に従ってください。

しん じん

強い揺れに見舞われると、家具の落下や、転倒、ガラスの破損などが起きることが想定されます。「緊急地震速報」を見聞きしても、これらの危険に対する備えができていなければ身の安全を守ることができません。

日頃から地震への備えを心がけると共に、室内の安全な場所を把握しておきましょう。

◎日頃からの備えの例

- 住宅・建造物の耐震化
- 家具などの転倒・移動防止
- 備品の落下防止
- ガラスなどの飛散防止



壁にしっかりとした棧がある場合・・・
L型金物で、壁の棧と、家具の棧を直接固定する。

壁に横がっただけで、いきなり天井と家具を支える
高さを調整しながら天井と家具を支える
取付ユニットで固定する。

………の穴を直接固定する。

詳細は消防署消防庁ホームページ「地震による家員の転倒を防ぐには」などをご参考として下さい。
<http://www.fdma.go.jp/html/life/kagu1>

＜ん れん そな

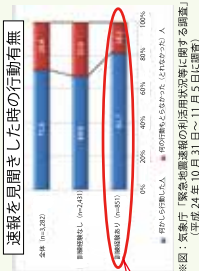
緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずか。この短い時間にあわてす身を守るためには、日頃からの訓練が重要です。

自分がよく利用する場所(家庭、学校、職場など)で緊急地震速報を見聞きした場合に、どのように行動すれば身を守れるか、具体的にイメージしてみよう。

そして、短い時間で本当にその行動がとれるか、実際に訓練して確認しましょう。

国や自治体では、緊急地震速報の報知音を合図に身を守る行動をとる訓練を実施しています。また、緊急地震速報の訓練を行うためのスマートフォンアプリなどもあります。

こうした機会やツールを積極的に利用して訓練を実施してみましょう。



◎ シェイクアウト訓練とは？

地震対応の防災訓練「シェイクアウト訓練」が注目されています。これは、緊急地震速報を見聞した

時や地震の揺れを感じた時にとくに身の安全を確保する「安全確保行動1-2-3」をとれるようにするものです。アメリカで2008年に始まった世界最大規模の防災訓練で、日本でも毎年約100万人が参加しています。

詳細は以下のホームページをご参照ください。

効果的な防災訓練と防災啓発(シェイクアウト) 提唱
出典・効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議
地震発生時の安全確保行動 1-2-3 ①まず低く ②頭を守り ③動かない)
会 議 <http://www.shakeout.in/>



津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！	 (10mを超える津波により大津波警報が消失)
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	 津波が火災警報とサイレン波からにげる。(気象庁のサイレン)	 傾度の低いところでは津波が強い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	1m (20cm<高さ≤1m)	(表記しない)	 海の中にいる人は、 ただちに海から上がり、海岸から離れてください。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	 海の中では人は強い流れに巻き込まれる。驚いたかたが流失し、I型船舶が転覆する。

- ・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れたら避難」を徹底しましょう。
- ・津波は沿岸の地形などの影響により局所的に予想より高くなる場合があります。より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・地震発生後、予想される津波の高さが 20cm 未満で地震の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報(若干の海面変動)」を発表します。

津波ハザードマップと津波標識

津波ハザードマップや津波標識は、津波発生時に浸水が予想される区域や避難場所を示すものです。
日頃から色々な場面を考えて、避難経路や避難場所を確認しておきましょう。

※津波の規模は様々であり、浸水想定区域から外れている地域においても浸水する可能性があります。ことに注意が必要です。



平成 25 年 3 月

津波警報が変わりました

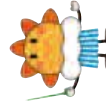
津波警報は、津波による災害の発生が予想される時に発表される重要な情報です。



津波から命を守るためには、

- ・強い揺れ、弱くてもゆっくりとした長い揺れを感じたら
- ・揺れがなくても、津波警報を見聞きしたら

◆◆◆◆◆ すぐに避難！



音声コード

国土交通省 気象庁

気象庁

地震火山部 管理課 地震津波防災対策室
〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4
TEL : 03-3212-8341 (代表) FAX : 03-6689-2917 (国の不自由な方向向け)
気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/>
津波警報の改善について http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/tsunami_kaizen/index.html

このリーフレットは、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成25年3月

津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報または津波注意報を発表します。その後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表します。

マグニチュード8を超える巨大地震の場合

「巨大」という言葉を使った大津波警報で、非常事態であることを伝えます



到達予想時刻・予想高さ			
(予想高さ)			
大津波警報	津波警報	津波注意報	津波注意報
10m超	5m超	3m超	1m超
10m超	5m超	3m超	1m超

津波警報の発表

(巨大地震発生時のイメージ)

「巨大」という言葉を見たり聞いたりしたら、東日本大震災クラスの津波が来るとして、ただちに高い場所に避難しましょう!

正確な地震の規模が分かった場合
予想される津波の高さを、1m、3m、5m、10m、10m超の5段階で発表します

- これまで8段階で発表していた予想される津波の高さについて、被害との関係や、予想される高さが大きいほど誤差が大きくなることなどを踏まえ、5段階に集約します。
- 津波警報等の発表時には、各区分の**高い方の値**を、予想される津波の高さとして発表します。

	予想される津波の高さ	
	高さの区分	発表する値
大津波警報	10 m ~	10 m 超
	5 m ~ 10 m	10 m
	3 m ~ 5 m	5 m
津波警報	1 m ~ 3 m	3 m
津波注意報	20 cm ~ 1 m	1 m

例：3mから5mの間の津波が予想されたら
「予想される津波の高さは5m」と発表します

予想や観測で発表される「津波の高さ」は、
どの高さのこと?

「津波の高さ」は津波がない場合の海面からの高さです。
津波が陸上で津などを駆け上った高さは、津波の高さの
何倍にも達することがあります。

津波観測に関する情報

津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表します。

高い津波が来る前は、津波の高さを「観測中」として発表します

- 大津波警報や津波警報が発表されている時には、観測された津波の高さを見て、これが最大だと誤解しないように、津波の高さを数値で表わさずに「**観測中**」と発表する場合があります。

津波は何度も繰り返し襲ってきて、
あとから来る津波の方が高くなる
ことがあります!

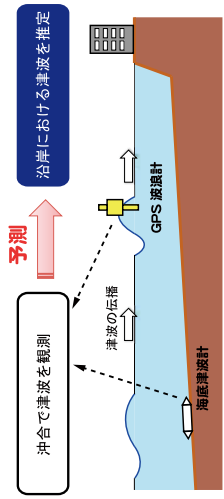


津波の高さを「観測中」と発表する基準

- 大津波警報を発表している沿岸で、
観測された津波の高さが1 m以下るとき
 - 津波警報を発表している沿岸で、
観測された津波の高さが20 cm未満のとき
- ※同時に、沖合の観測情報においても基準を設け、それより小さい観測値は「観測中」と発表します。

沖合で観測された津波の情報をいち早く
伝えます

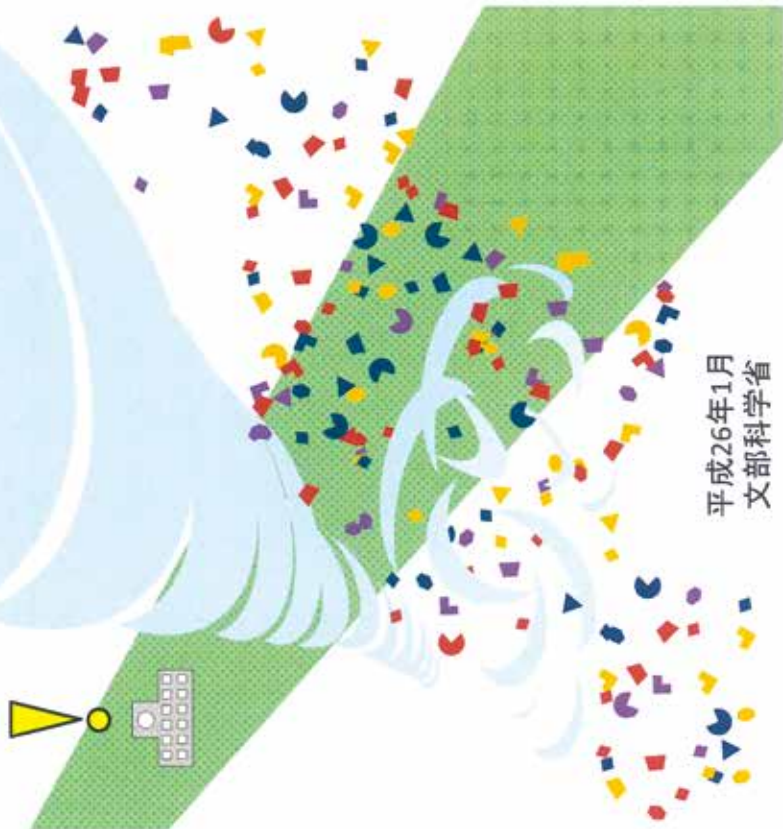
- 沖合の観測データを監視し、沿岸の観測よりも早く、沖合における津波の観測値と沿岸での推定値を発表します。
- 予想よりも高い津波が推定されるときには、ただちに津波警報を更新します。



津波は、沖合では低くても、沿岸に近づく
ほど高くなります!



竜巻に対する 学校の安全のために



平成26年1月
文部科学省

I. 竜巻と被害の特徴

竜巻について

竜巻の起こる場所

- ・日本のどこでも発生
- ・季節を問わず台風、寒冷前線、低気圧に伴って発生

竜巻による被害の特徴

- ・突発的に発生
- ・車が飛ばされるほどの猛烈な風
- ・約5分間で長さ7.5km・最大幅300mの被害
- ・時速約90km(秒速約25m)で移動

竜巻接近時によく現れる特徴

- ・空が急に暗くなる
- ・大粒の雹(ひょう)が降る
- ・ろうと状の雲が目撃される
- ・飛散物が筒状に舞い上がる

(「竜巻等突風出現とその対応」(気象庁・内閣府)より)



竜巻による学校の被害

○学校施設の被害

- 1) 校舎等に使用されるガラスは、竜巻による異常な風圧により、破損した。また、普通のガラスより3～5倍程度の高い強化ガラスであっても、飛来物の衝突などにより、破損する場合もある。



ガラスの破損

- 2) 屋根材についても、異常な風圧等により、破損。



屋根材の破損 (内観)

屋根材の破損 (内観)

強化ガラスの破損

○人的被害

中学校の屋内運動場で部活動中の生徒8人が、避難が間に合わず、割れて飛散したガラスの破片により頭を切るなどのけがをした。

Ⅱ. 竜巻対策の内容（ソフト面・ハード面）

1. 安全対策の基本的な考え方

竜巻に対する安全対策は、安全管理・指導に関するソフト面での取組と学校施設に関するハード面での取組を、一体的かつ計画的に、教職員のみならず学校関係者が相互に連携し、実施することが重要です。

2. 児童生徒等に対する安全対策（ソフト面）

○活用できる資料

- ・「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」（H25.3 文部科学省）
竜巻の対応例や訓練の参考例について掲載
- ・リーフレット・DVD映像「急な大雨・雷・竜巻から身を守るう！」（H25.4 気象庁）

○竜巻への対応

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、積極的に情報収集する
- ・急に厚い雲が広がり周囲が暗くなるなどの天候の変化に注意し、児童生徒等をすぐに安全な場所に避難させる
- ・竜巻注意情報等発表時の対応のルール化及び保護者等への周知をする
- ・対応に関する訓練等を実施する

○竜巻が予想される場合の対応行動

- （屋内の場合）
 - ・窓を閉め、カーテンを閉めて窓から離れる
 - ・建物の中心部に近い、窓のない部屋に移動する
 - ・部屋の隅やドア、外壁から離れる
 - ・丈夫な机の下に入り、両腕で頭と首を守る
- （屋外の場合）
 - ・近くの丈夫な建物に避難する
 - ・車庫や物置、プレハブを避難場所としない
 - ・飛来物に注意する
 - ・橋や陸橋の下に行かない

3. 学校施設に対する安全対策（ハード面）

○活用できる資料

- ・「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」（H22.3 文部科学省）
ガラスの飛散防止等の非構造部材の耐震対策について掲載
- ・「安全・安心ガラス設計施工指針」（H23.2 日本建築防災協会）
強風時のガラスの安全対策について掲載

○学校施設のガラス飛散防止対策

飛散防止フィルムを貼る

- ・ガラスが割れた場合でも、破片が飛散しにくい

強化ガラスへの交換

- ・ガラスが割れにくく、割れた場合でも、破片が小さな粒状になるためけがをしにくい

合わせガラスへの交換

- ・飛来物が衝突しても貫通しにくく、ガラスが割れた場合でも、破片が飛散しにくい



フィルムを貼ることで割れた際にガラス片が飛散しにくくなる



割れた際にガラス片が小片状となる



2枚のガラスを特殊なフィルムで接着し、ガラス片が飛散しにくい

Ⅲ. 財政支援制度（ガラスの飛散防止対策）

○公立学校に対する補助制度（防災機能強化事業）

対象施設	公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校
算定割合等	算定割合：1/3 下限額：400万円～上限額：2億円（過去急増市町村にあっては3億円） ※地方財政措置により、実質的な地方負担割合は13.3%
工事内容	○非構造部材の耐震化工事 ・ガラス飛散防止対策工事（飛散防止フィルムを貼り付ける工事、強化ガラス・合わせガラスに交換する工事等）
対象施設	○私立学校に対する補助制度（非構造部材の耐震対策） 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校
算定割合等	算定割合：1/2（大学等） 1/3（小学校～高校等） 1/3（幼稚園） 下限額：300万円※1～上限額：なし 下限額：なし 下限額：なし ※1：建大、高等は制限なし ※2：H27までは制限なし
工事内容	○非構造部材の耐震対策 ・ガラス飛散防止対策工事（飛散防止フィルムを貼り付ける工事、強化ガラス・合わせガラスに交換する工事等）

お問合せ先

文部科学省 大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 03-5253-4111（代表） 内線：2239
ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/1342809.htm
（ソフト面の対策について） スポーツ・青少年局学校健康教育課 内線：2917
（補助制度について） 大臣官房文教施設企画部施設助成課 計画課 内線：2466（公立学校）
内線：2301（国立学校）
高等教育局私学部私学助成課 内線：2579（私立学校）

特別警報

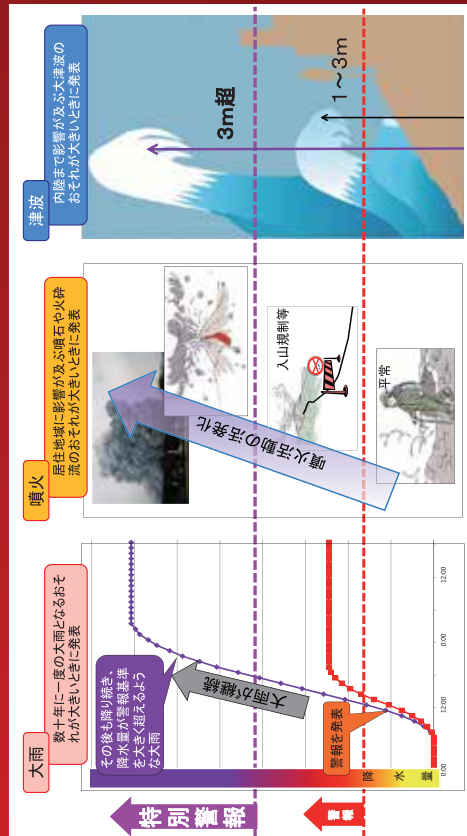
気象庁
Japan Meteorological Agency



- ・尋常でない大雨や津波等が予想されています。
- ・重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ・ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

特別警報が発表されたら

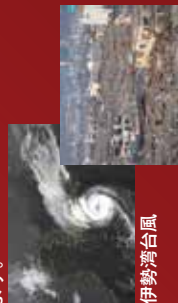
特別警報のイメージ



特別警報に相当する過去の災害

特別警報は、「東日本大震災」や「伊勢湾台風」のような、誰もが一度は聞いたことがある災害に匹敵する災害が予想される場合に発表されます。

特別警報に相当する事例	
気象等	H24.7 九州北部豪雨(大雨) H23 白根山火(大火) S24 白根山火(大規模・高熱・激突) S9 奄美台風(大規模・高熱・激突・発達)
津波	H23.3 東北地方太平洋沖地震 H5.7 北海道中部地震 S58.5 日本海中部地震
火山	H12 三島島 H12 有珠山 H3 雲出岳
地震	H23.3 東北地方太平洋沖地震 H20.6 岩手・宮城内陸地震 H19.7 新潟県中越沖地震 H16.10 新潟県中越地震 H7.1 兵庫県南部地震
	死者行方不明者33人 死者行方不明者99人 死者行方不明者5,000人以上 死者行方不明者5,000人以上 死者行方不明者18,000人以上 死者行方不明者230人 死者104人 (イオシバ七地蔵を含む) 全島民避難 19,000人以上避難 死者行方不明者43人 死者行方不明者19,000人以上 (津波を含む) 死者行方不明者23人 死者15人 死者68人 死者行方不明者6,437人



伊勢湾台風

東日本大震災

普段からの備えと早期始めの行動が あなたや身近な人の命を守ります

災害から身を守るために(大雨の場合)



- ・「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。
- ・これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早期の行動をとることが大切です。
- ・普段から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

数十年に一度の大雨などが予想された場合に 特別警報を発表します

特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

表中の“数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

大津波警報などを特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きな地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



気象庁
〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4
電話: 03-3212-8341 FAX: 03-6689-2917 (耳の不自由な方向け)
気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp>
特別警報について <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/index.html>

火山噴火から身を守るための情報

噴火警報と噴火警戒レベル

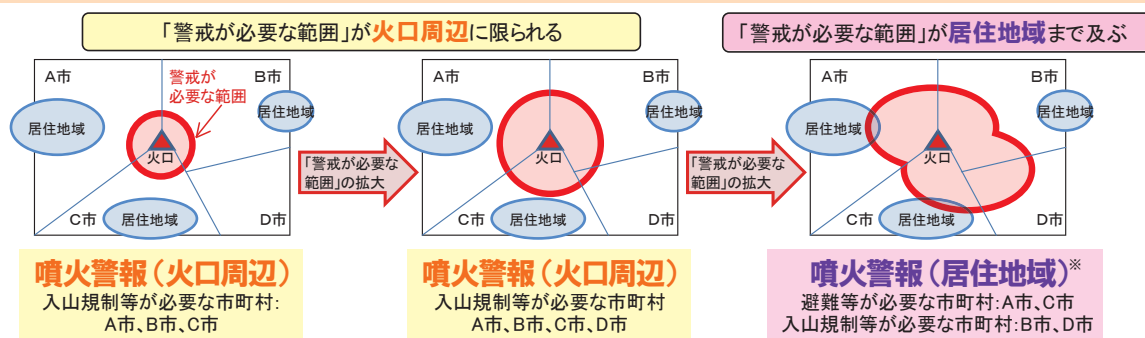


霧島山(新燃岳)

噴火警報

気象庁は、火山災害軽減のため、全国110の活火山を対象として **噴火警報** を発表しています。噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「**警戒が必要な範囲**」(生命に危険を及ぼす範囲、下図の ○ の範囲)を明示して発表します。

なお、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合に発表する「噴火警報(居住地域)」を **特別警報** として位置づけています。



○「警戒が必要な範囲」は必ずしも同心円であるとは限らず、火山活動の各段階に対して火山ハザードマップ等に基づいて設定されています。
詳しくは地元の市町村や気象台にお気軽にお問い合わせください。
○ 各火山のリーフレットもご確認ください。http://www.seisvol.kishou.go.jp/tokyo/keikailevel.html

噴火警報が対象としている主な火山現象

大きな噴石

爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた直径約50cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っています。

火砕流

高温の火砕物(火山灰、軽石等)と高温のガスが一体となって猛スピードで山腹を駆け下る現象です。温度数百度、最大時速100km以上にも達し、その通過域では焼失・破壊など壊滅的な被害が生じます。

融雪型火山泥流

噴火に伴う火砕流等の熱によって積雪が融け、大量の水と土砂が一体となって高速で流れ下る現象です。時速60kmを超えることもあり、積雪の状況によっては谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、通過域では壊滅的な被害が生じます。

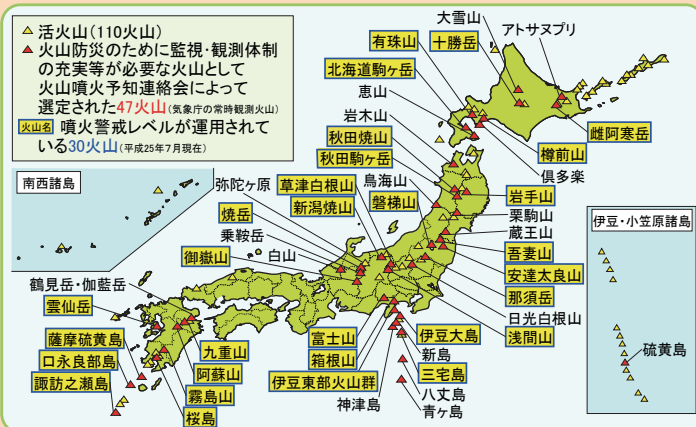
噴火警報では、主にこれらの現象に対する「**警戒が必要な範囲**」を発表します。これらの現象は、発生を確認してから避難するのでは間に合わないため、噴火警報を活用した事前の避難や入山規制等が必要です。



噴火警戒レベル

- 各レベルには、「警戒が必要な範囲」を踏まえて、防災機関等の行動が5段階のキーワード(「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「平常」)として示されています。
- 「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶレベル5(避難)及びレベル4(避難準備)については、**特別警報**として「**噴火警報(居住地域)**」で発表します。
- 「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られるレベル3(入山規制)及びレベル2(火口周辺規制)については、「**噴火警報(火口周辺)**」で発表します。
- 噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、地元の火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、市町村や都道府県の地域防災計画に定められています。

種別	名 称	対象範囲	レベルとキーワード	説明			
				火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応	
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	
			レベル4 避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
		火口周辺	レベル2 火口周辺 規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山である ことに留意		火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。		特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。



- 「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって**47火山**が選定されています。
- 気象庁では、これら47火山に観測施設を整備し、関係機関の協力も得て、「常時観測火山」として24時間体制で火山活動を監視しています。
- 常時観測火山については、国全体の「防災基本計画」に基づき、地元の都道府県・市町村・気象台・砂防部局・火山専門家等の関係機関が協力して**火山防災協議会**を設置・開催し、噴火シナリオや火山ハザードマップを用い、**避難計画**(いつ・どこから誰が・どこへ・どのように避難するか)の共同検討を通じて、**噴火警戒レベル**(いつ・どこから誰が避難するか)の設定・改善を共同で進めていきます。



平成27年10月

集中豪雨から命を守るために




 ふくしまからはじめよう。
 Future From Fukushima.
福島県

1 集中豪雨に伴って発生するおそれがある自然災害

最近、積乱雲（雷雲）によって急に強い雨が降り、短い時間で大量の雨が降る集中豪雨が多く発生しています。
 このような集中豪雨が発生すると、様々な自然災害が発生するおそれがあります。

洪水はん濫



家が水に沈んじゃうよ。

道路の浸水



車は走れるのかな。

川の水位の急な上昇



水位は10分間で
約1m30cm上昇

増水直前

増水時

※神戸市河川モニタリングカメラより

土砂災害

地すべり



がけ崩れ



家がつぶされちゃうよ。

2 集中豪雨から命を守るためには

どのような場所でもどのような事故や災害が発生するのか、被害をイメージできることが重要です。雨が降り始めて、少しでも危険を感じた場合には、すぐに避難しましょう。



例えば、川で遊んでいるときに、急に水位が上昇するかも……

こんなときは、危険!!
【集中豪雨が近づいているとき】
・急に強い雨が降り、照明が急に暗くなる。
・雷が聞こえたり、雷光が見えたりする。
・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
・水車の音や「ひょう」が降り出す。

【土砂災害の可能性があるとき】



危険を感じたら、すぐに避難!!

3 日ごろから気をつけること

集中豪雨から命を守るためには、日ごろから気象情報に注意するとともに、事前に危険な箇所を確認しておくことも重要です。

○雨が降っているときには、テレビやラジオで放送される気象情報に注意しましょう。

- 大雨注意報・警報……大雨の危険があります。
- 洪水注意報・警報……洪水はん濫の危険があります。
- 土砂災害警戒情報……土砂災害の危険があります。

○川の水位が急に上昇する危険性がある箇所を確認しておきましょう。
県のホームページで川の水位が急上昇する危険性がある箇所を公表しています。

家の近くに危険な箇所があるかどうか事前に確認しておきましょう。

河川の急激な増水の危険箇所マップ(例)



雨量や川の水位は、
ホームページ及び携帯電話で
いつでも確認することができますよ!

XバンドMPレーダ雨量情報はこちら
<http://www.river.go.jp/xbandrader>

レーダー雨量情報はこちら
<http://li.river.go.jp/>

県内の河川水位情報はこちら
<http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/kasen/uryousui.html>

福島県河川港湾総室のホームページでは、川についての様々な情報をご覧いただけます。

HP:「福島県土木部河川港湾総室」で検索してください。

連絡先	
□県北建設事務所管理課	024-522-2144
□県中建設事務所管理課	024-935-1459
□県南建設事務所管理課	0248-23-1633
□会津若松建設事務所管理課	0242-29-5444
□県多岐建設事務所管理課	0241-24-5718
□南会津建設事務所管理課	0241-62-5318
□相模建設事務所管理課	0244-26-1183
□いわき建設事務所管理課	0246-24-6120

福島県土木部河川計画課 〒980-0870 福島市杉妻町2-16
TEL 024-521-7452 FAX 024-521-2710 E-mail: kusenkeihaku@pref.fukushima.lg.jp

平成26年3月発行

3 復興・復旧に向けての取組と地域防災



ふくしま復興のあゆみ概要版＜第14版＞

平成28年2月8日

福島県の被害状況

地震・津波被害 死者3,841人。浜通りを中心に甚大な被害。内陸部も倒壊家屋多数。

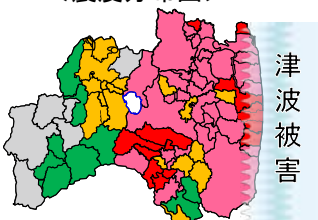
＜被害状況＞（平成28年2月1日現在）

- ◆死者：3,841人
（うち、震災関連死※2,013人）
- ◆行方不明者：3人

※震災関連死とは、地震などの直接的な被害によるものではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など間接的な原因で死亡すること。

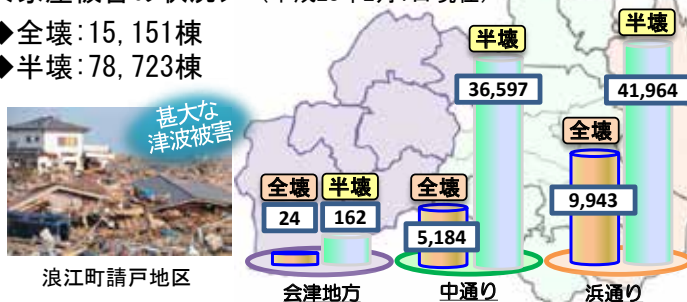


＜震度分布図＞



＜家屋被害の状況＞（平成28年2月1日現在）

- ◆全壊：15,151棟
- ◆半壊：78,723棟



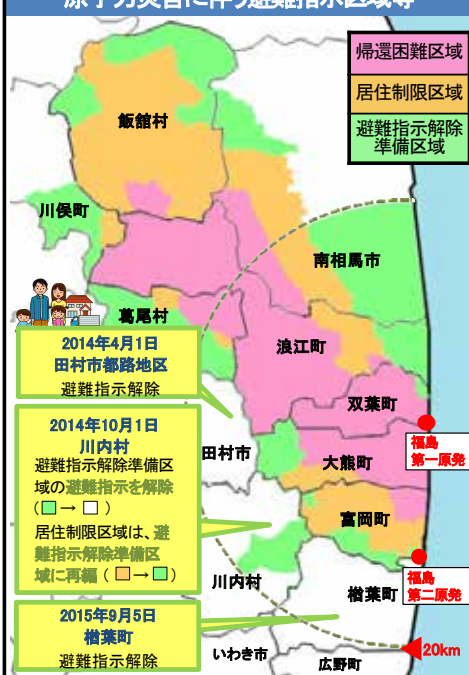
＜災害廃棄物の処理状況＞（平成27年11月末現在）

方部	発生見込量	仮置場搬入量	処理・処分量
浜通り	2,626	2,521 (96.0%)	2,019 (76.9%)
中通り	1,042	1,040 (99.8%)	1,040 (99.8%)
会津	19	19 (100.0%)	19 (100.0%)
合計	3,687	3,580 (97.1%)	3,078 (83.5%)

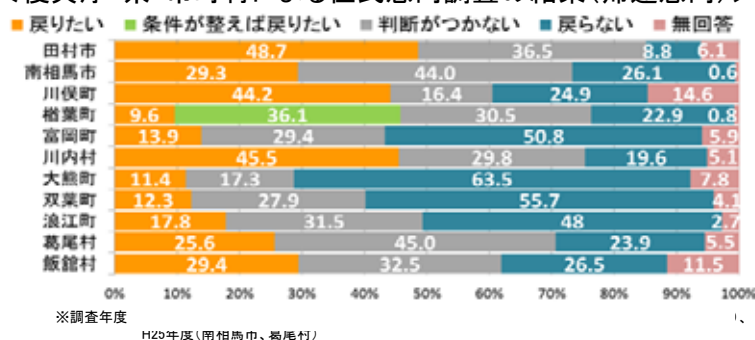
【出典】福島県一般廃棄物課調べ

避難等の状況 平成28年1月現在の避難者数は9万9,750人（県内約5万6千人、県外約4万3千人）。

原子力災害に伴う避難指示区域等

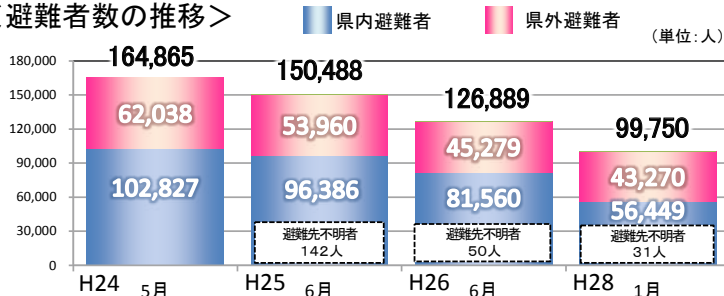


＜復興庁・県・市町村による住民意向調査の結果（帰還意向）＞



※調査年度 H20年度（南相馬市・葛尾村）

＜避難者数の推移＞



【出典】福島県災害対策本部 公表資料

＜福島県の人口推移＞

	世帯数 (単位：世帯)	人口 (単位：人)	
		男性	女性
H23.3.1	721,535	2,024,401	982,427
H28.1.1	737,773	1,911,500	944,331
増減	16,238	▲112,901	▲74,805

【出典】福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報）

＜子ども（18歳未満）の避難状況＞

	H24.10.1	H27.10.1	増減数
18歳未満避難者数	30,968	22,660	▲8,308
県内			
避難元市町村内	3,307	2,716	▲591
避難元市町村外	10,691	9,387	▲1,304
県外	16,970	10,557	▲6,413

【出典】福島県子ども・青少年政策課調べ

福島県の主な取組状況

除染 県内の空間放射線量は低下傾向。住宅除染は着実に前進。

※帰還困難区域で走行サーベを実施。

凡例



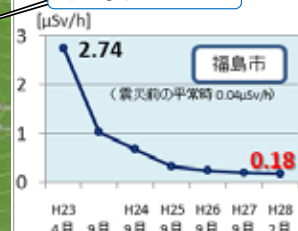
平成23年4月12日～16日



平成27年5月13日～6月10日

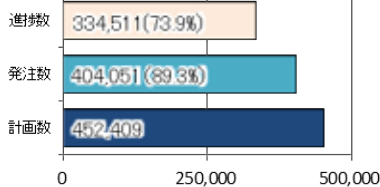


福島市の例

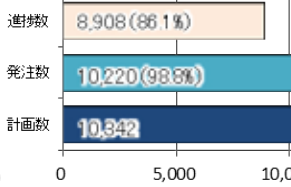


＜市町村除染地域における除染の実施状況＞ (H27.12月末時点)

住宅(戸数)



公共施設等(施設数)



【参考】住宅除染の進捗数(累計)の推移(万戸)



健康調査 将来にわたり県民の健康調査を実施。甲状腺検査はH25年度までに先行検査(1次検査)を終了。

＜甲状腺検査＞

震災時18歳以下等の子ども**約38万人**を対象
→**約30万人**が受診(平成27年9月末現在)

(平成27年9月末時点)

判定結果	判定内容	先行検査		本格検査	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
A判定	A1 結節や嚢胞なし	154,606	99.2	74,985	99.2
	A2 5.0mm以下の結節や20.0mm以下の嚢胞	143,576		106,079	
B判定	5.1mm以上の結節や20.1mm以上の嚢胞	2,293	0.8	1,483	0.8
C判定	直ちに二次検査を要するもの	1	0.0	0	0.0

※先行検査:平成23～平成25年度、本格検査:平成26年度～

＜内部被ばく検査＞

県実施分の累計検査人数 279,717人
(平成23年6月～平成27年11月)

預託実効線量※

線量	人数(人)
1mSv未満	279,691
1mSv	14
2mSv	10
3mSv	2



ホールボディカウンターを用いた内部被ばく検査

※概ね一生涯に体内から受けると思われる内部被ばく量

住環境整備 原発避難者向け復興公営住宅を4,890戸整備予定。

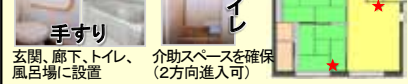
＜復興公営住宅等の整備計画＞



※下図は2LDKタイプ

段差なし(全住戸)

★非常用ポタン



玄関、廊下、トイレ、介助スペースを確保(2方向進入可)

下記の他、川俣町、大玉村、本宮市、三春町、川内村、田村市で 508戸 (92戸完成)



復興公営住宅 関船団地(いわき市)

※数字は整備予定戸数

地震 原発

桑折町 22戸 (22戸 25戸完成)

新地町 133戸 (103戸完成)

相馬市 398戸 (398戸完成)

南相馬市 350戸 (178戸完成)

福島市 475戸 (129戸完成)

二本松市 346戸

会津若松市 134戸 (70戸完成)

郡山市 570戸 (350戸完成)

須賀川市 100戸 (32戸完成)

鏡石町 24戸 (24戸完成)

矢吹町 52戸 (4戸完成)

白河市 16戸 (16戸完成)

いわき市 1,513戸 (1,373戸 289戸完成)

楢葉町 141戸

広野町 62戸 (48戸完成)

福島第1原発

＜復興公営住宅等の整備状況＞

(H27年12月31日現在)

区分	整備予定	完成
地震・津波被災者向け	11市町で 合計2,811戸 を整備予定	2,198戸
原発避難者向け	県が主体となり全体で 4,890戸 を整備予定	955戸

インフラ復旧 復旧工事は約9割強で着手、全体の8割弱が完了！

＜公共土木施設等災害復旧工事の進捗＞（平成27年12月31日現在）

公共土木施設等 災害復旧工事箇所	査定決定数 (箇所数)	着工件数	完了件数	完了 見直し 区域を除く
		着工率 (%)	完了率 (%)	
計	2,133	1,996 94%	1,678 79%	
河川・砂防	271	263 97%	231 85%	H31年度
海岸	156	148 95%	44 28%	H31年度
道路・橋梁	798	753 94%	726 91%	H30年度
港湾	331	314 95%	285 86%	H29年度
漁港	480	421 88%	295 61%	H30年度
下水	3	3 100%	3 100%	完了
公園・都市施設	5	5 100%	5 100%	完了
公営住宅	89	89 100%	89 100%	完了

地域別進捗状況

地域	査定決定数	完了件数	完了率
会津	26件	完了100%(26件)	100%
中通り	534件	完了100%(534件)	100%
浜通り	1,573件	完了71%(1,118件)	71%
		施工中20%(318件)	
		未着工9%(137件)	

【参考】避難指示区域内の進捗状況

避難指示解除準備区域及び居住制限区域は、既に災害査定が終了しています。帰還困難区域では、国が行う除染などと調整を図りながら進めていく予定です。

区域	査定決定数 (箇所数)	着工件数 (%)	完了件数 (%)
避難指示区域内	353	250 71%	171 48%

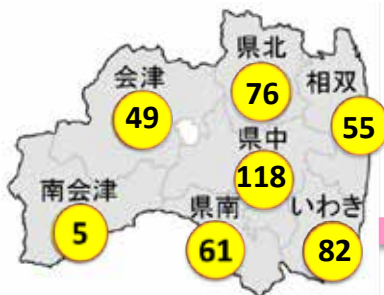
道路復旧の様子



産業復興 企業立地補助金による支援等で工場の新増設が増加！

＜企業立地の状況＞

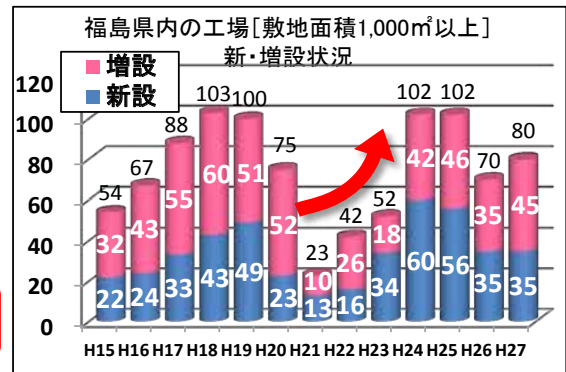
ふくしま産業復興企業立地補助金 **446社**を指定
（平成27年12月現在）



＜指定を受けた主な業種＞

- ・輸送用機械関連
- ・半導体関連
- ・医療福祉機器関連
- ・再エネ関連 等

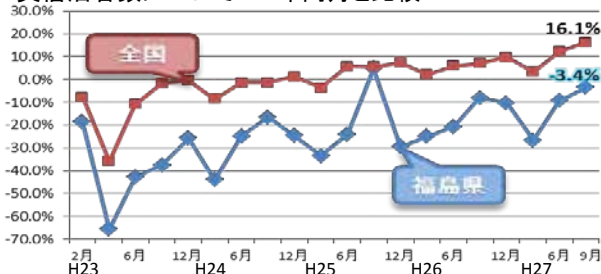
**5,305人の
雇用創出見込み**



観光再生 平成28年4月～6月に『「福が満開、福のしま。」福島県観光キャンペーン2016(アフターDC)』を開催予定！

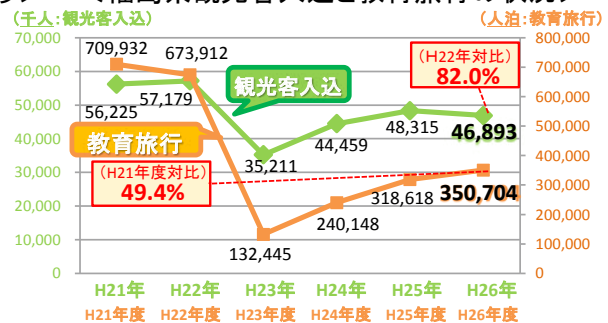
＜観光客中心の施設における実宿泊者数(人泊)の推移＞

実宿泊者数についてH22年同月と比較



【出典】観光庁 宿泊旅行統計調査、福島県観光交流局・福島県観光物産交流協会

＜福島県観光客入込と教育旅行の状況＞



「福が満開、福のしま。」
デスティネーション
キャンペーン開催

ふくしまDC 平成26年4月～6月

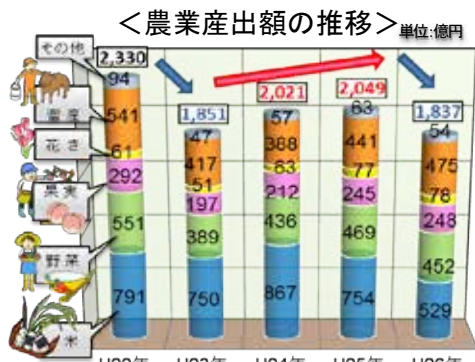
ふくしまDC 平成27年4月～6月

ふくしまアフターDC 平成28年4月～6月

全国新酒鑑評会で金賞受賞数が3年連続日本一になった福島県の酒蔵等をまわる食めぐりや、花めぐり、湯めぐりといった周遊企画の実施など、継続した観光誘客の促進につなげていきます。



農業再生 コメの全量全袋検査や県産農林水産物のモニタリング等を通じて安全・安心な農林水産物を提供！



※項目毎の四捨五入により年計と年の各項目の総和は一致しない。
※米について、H24年以降、作付面積、収穫量とも増加傾向にあるものの、H26年は全国的に米価が大きく下落し、本県の米の産出額も大幅に減少した。
【出典】農林水産省 生産農業所得統計より作成



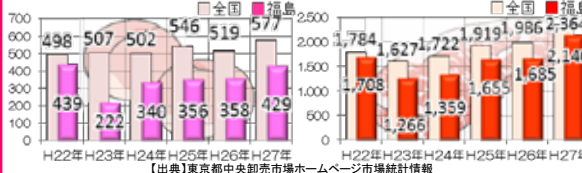
<県産農林水産物のモニタリング状況(H27.4～H27.12)>

検査結果をHP等で公表。基準値超過は流通させない！

種別	検査数	基準値超過数	超過率割合
※玄米(H27年産)	約1,030万件	0件	0.00%
野菜・果実	4,411件	0件	0.00%
畜産物	3,573件	0件	0.00%
栽培きのこ	686件	0件	0.00%
山菜・野生きのこ	732件	6件	0.82%
水産物	7,119件	7件	0.10%

※「玄米」のみ全量全袋検査結果(平成27年8月～平成27年12月)

福島県を代表する農畜産物
<もも と 肉用牛 の価格推移> (単位:円/kg)



県内全域の全ての米袋を検査 [米の全量全袋検査]



拠点整備 復興の推進力となる研究開発・産業創出拠点を各地に整備！

ふくしま国際医療科学センター

H28年度 完成予定

福島市

将来にわたり県民の健康を守るため、放射線医学に係る最先端の研究・診療拠点を整備。

場所 福島市(県立医科大学)

完成 平成28年度予定

会津大学復興支援センター(先端ICTラボ)

H27.101 供用開始

会津若松市

ICTを活用した地域産業振興を担う企業の集積や人材育成に取り組むとともに、先端ICT研究を推進し、新たなICT産業を創出するための研究開発拠点を整備。

場所 会津若松市(会津大学)

完成 平成27年10月1日供用開始

ふくしま医療機器開発支援センター

H28年秋 開所予定

郡山市

医療機器の開発から事業化までの一貫した支援を行うため、大動物を活用した安全性評価や医療従事者の機器操作トレーニング等を実施する拠点を整備。

場所 郡山市(旧農業試験場跡地)

完成 平成28年秋の開所を目指す

産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所

技術開発や人材育成を推進！

提供: (国研) 産業技術総合研究所

郡山市

国立研究開発法人産業技術総合研究所が、再生可能エネルギーの研究開発拠点を整備。大型ハワードゲイ試験評価施設を整備中。

場所 郡山市(郡山西部第二工業団地)

完成 平成26年4月1日開所

浜地域農業再生研究センター

H27年度 開所予定

南相馬市

避難地域等の営農再開、農業再生に向けた調査研究のための拠点を整備。

場所 南相馬市(旧荳浜ニュースポーツ広場)

完成 平成27年度開所予定

浮体式洋上風力発電実証研究事業

世界最大級 “ふくしま新風” 運転開始

提供: 福島洋上風力コンソーシアム

広野・楢葉沖

浮体式洋上風力発電システムの安全性、信頼性、経済性を検証。研究開発等の拠点を形成し、風力発電関連産業の集積を目指す。

場所 広野・楢葉沖

完成 【第一期】 2メガワット風車 平成25年11月11日より運転開始
【第二期】 7メガワット風車 (全高約200m) 平成27年12月26日より運転開始

・5メガワット浮体式風車を整備予定

環境創造センター(三春町)・環境放射線センター(南相馬市)

放射性物質により汚染された環境を早急に回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための研究拠点を整備。

環境創造センター

モニタリング、調査・研究、情報収集・発信、教育・研修・交流機能

場所 三春町(田村西部工業団地)

完成 本館:平成27年10月27日開所
研究棟、交流棟:平成28年度 供用開始予定

環境放射線センター

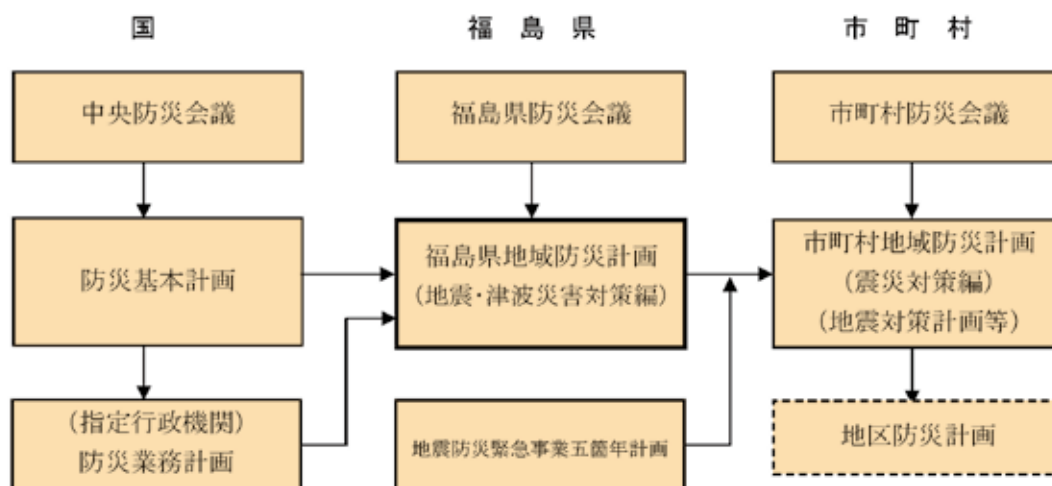
モニタリング、安全監視機能

場所 南相馬市(旧荳浜ニュースポーツ広場)

完成 平成27年11月16日開所

お問合せ 福島県企画調整部 復興・総合計画課 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 Tel 024-521-7109 / E-mail sougoukeikaku@pref.fukushima.lg.jp

国、県、市町村における防災会議と防災計画(地震・津波災害対策編)の位置づけ



第4節 福島県の地震災害と地震・津波想定調査

第2 地震・津波被害の想定

3 想定地震の設定

本計画の前提となる想定地震は、以下の4種類(内陸部3、海洋部1)とする。

想定地震の概要

地震名		マグニチュード	震源深さ等	
内陸部	① 福島盆地西縁断層帯(台山断層、土湯断層)を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
内陸部	② 会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
内陸部	③ 双葉断層北部(塩手山断層)を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
海洋部	④ 福島県沖を震源とする地震	M7.7	震源深さ浅部	20km
			東西幅	60km
			南北長さ	100km

内陸部の地震については、起震断層としての活断層の存在が認められており、周辺地域の人口規模等、地震発生による社会的な影響が大きいと判断される地震として、上記の3つの地震を選定した。

海洋部の地震については、過去に100年から200年程度の周期間隔で繰り返し同じ場所で数回の地震発生が認められていることから、1938年の福島県東方沖の地震をモデルとして想定地震の選定を行った。

第19節 防災教育

(総務部、生活環境部、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、消防本部)

地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、県、市町村及び防災関係機関は日ごろから地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、県民一人ひとりが自らの生命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的に実施し、自助・共助の取り組みを充実させることが重要である。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、県民に対し地震防災上必要な防災知識の普及啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報にも努めるものとする。

また、消防学校において自主防災組織の指導者等を対象とした教育の充実を図る。

第4 学校教育における防災教育（総務部、県教育委員会、市町村教育委員会）

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練や地震体験車等による地震疑似体験の実施等、内容を工夫する。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

3 教科等による防災教育

教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習の時間」を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

4 教職員に対する防災研修

県及び市町村教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

4 福島県の自然災害

福島県に大きな被害を与えた過去の主な自然災害

気象災害、火山の噴火による災害、地震による災害を中心に掲載

ただし、台風や洪水・雪害等については、件数が非常に多いため、最近のものを中心に示している。

西暦	年号	年	月日	災害人・地域 等	福島県内の被災状況等
869	貞観	11	5.26	貞観大地震及び津波 M8.3以上	他県も含めて、圧死者多数、溺死者1,000名以上
1611	慶長	16	9.27	会津地震 M6.9 [会津]	若松城の石垣が崩れ、殿守破損。山崩れ、人家倒壊多数(2万余)、死者3700名、山崎新潮を生ずる。
1611	慶長	16	12.2	慶長の三陸沖地震 M8.1 [浜]	津波があり、相馬領で死者700名以上
1659	万治	2	4.21	下野・岩代地方地震 M6.4～7.0 [中・会津]	岩代・下野に被害。死者39名、住家倒壊409以上
1677	延宝	5	11.4	磐城・房総地震 M8.0 [浜]	磐城から房総にかけて津波による被害。死者・行方不明者、家屋流出・同倒壊多数
1683	天和	3	10.20	M7.0 [会]	南会津で山崩れにより、川を堰きとめる。
1696	元禄	9	6	磐城地方に強い地震。小名浜に高潮発生 [浜]	死者2450名
1710	宝永	7	9.15	M6.5 [浜]	家屋倒壊9
1731	享保	16	10.7	M6.5 [中]	桑折で家屋300余崩れる。住家全壊300以上
1793	寛政	5	2.17	M8.0～ [浜]	相馬で余震10ヶ月続く。相馬・いわきで津波が発生。相馬で死者8名、矢祭で死者3名
1821	文政	4	12.13	M5.5～6.0 [中・会津]	家屋倒壊130、死者あり。
1888	明治	21	7.15	磐梯山の噴火 [会津]	岩屑なだれにより村落埋没、死者461(477とも)名、檜原湖など生成
1893	明治	26	5.19	吾妻山の噴火 [中]	噴火調査者殉職2名
1896	明治	29	6.15	明治三陸地震及び津波 M8.2	他県も含めて、死者21,959名、家屋流出全半壊1万棟以上
1900	明治	33	7.17	安達太良山の噴火 [中]	火口の硫黄採掘所全壊、死者72名
1923	大正	12	9.1	関東地震 M7.9	地震後火災が発生し、被害を大きくした。全体で死・不明約10万5千人。住家全潰10万9千、半潰10万2千、焼失21万2千。津波12mなど
1933	昭和	8	3.3	昭和三陸地震及び津波 M8.1	他県も含めて、死者・行方不明3064名など。
1938	昭和	13	5.23	M7.0 [全]	県下全域に強震。家屋や土蔵に被害。煙突の倒壊、橋・堤防に亀裂
1938	昭和	13	11.5	福島県東方沖地震 M7.5 [浜]	死者1名、負傷者9名、住家全壊4
1958	昭和	33	9.27	台風21号・22号	県内全域、被害額98億3,240万円、死者25名、住宅全半壊560棟、浸水28,836棟
1960	昭和	35	5.23	チリ地震津波	死者4名、負傷者2名
1964	昭和	39	6.16	新潟地震 M7.5 [会津]	会津坂下町、喜多方市周辺の被害。負傷者12名、住家全壊8
1978	昭和	53	6.12	1978年宮城県沖地震M7.4 [全]	県内全域、被害額27億7,756万円、死者1名、住宅被害1738棟
1986	昭和	61	8.4～5	集中豪雨 [全]	県内全域、被害額1,084億8,739万円、死者3名、住宅被害171棟、床上浸水5501棟、床下浸水8520棟
1998	平成	10	8.26	福島県豪雨 [中]	太陽の国の5名を含め、死者11名のうち9名が土砂災害の犠牲者
2002	平成	14	7.10～11	台風6号 [全]	県内全域、床上浸水389棟、床下浸水724棟
2006	平成	17～18	12～1	平成18年豪雪	全国で死者152名、負傷者2,145名、住宅被害4,826棟、県内で死者3名、負傷者65名、住宅被害88棟
2011	平成	23	3.11	東北地方太平洋沖地震及び津波M9.0 [全]	県内全域、14:46地震発生、14:49岩手県・宮城県・福島県に大津波警報
2011	平成	23	7.27～30	新潟・福島豪雨 [会津]	他県も含めて死者・不明者6名、負傷13名、住宅の全半壊・一部損壊1,107棟、床上・床下浸水9,025棟
2014	平成	26	2.14～16	平成26年豪雪	全国で死者24名、負傷者596名、住宅被害468棟、県内で負傷者13名、住宅被害9棟
2015	平成	27	9.11～13	平成27年9月関東・東北豪雨	全国で死者8名、負傷者49名、住宅被害：全壊24、半壊12、一部破損94、床上浸水7,280、床下浸水12,035、計19,445棟、県内で死者・負傷者0名、住宅被害214棟

火山 地震と津波 水害・雪害

1888年(明治21年)7月15日

磐梯山の噴火



噴火直後の会津若松からの写真



日本赤十字の治療風景の写真



見祿の大石の写真

明治以降、最大の火山災害 1888年の磐梯山の噴火

佐藤 公 (磐梯山噴火記念館)

福島県では過去に多くの自然災害が発生しました。その中でも、明治以降の国内最大の火山災害は、1888年の磐梯山の噴火であることはあまり知られていません。当時は火山の研究も緒に就いたばかりで、一週間前からの有感地震を噴火の前兆として受け止めることができませんでした。噴火から126年も経過すると、そういった災害が過去にあったことも地域では忘れられています。しかし、多くの自然災害はその発生した場所で、また間隔をおいて発生するものです。磐梯山は活火山ですので、現在生きている私たちの時代か次の世代の時代か、それ以降かはわかりませんが必ず噴火をします。そのためには、過去の磐梯山の噴火について学ぶことがとても重要です。火山はその火山ごとに噴火の特徴があり、それを繰り返す傾向にあります。現在、この地域は日本ジオパークの認定を受けて、磐梯山という火山を学ぶ機会が児童生徒だけでなく大人も含めて増えてきました。地域住民の火山に対する理解が深まることは、火山防災の前進にもつながるのです。

活動的な火山の 吾妻山



一切経山からの吾妻小富士



大穴火口からの噴気

吾妻山では江戸時代から約 200 年ぶりに、1893 (明治 26) 年 5 月に噴火を開始しました。6 月 7 日、農商務省の技師が現地調査中に噴石に当たり死亡しました。これは日本で初めての火山噴火による殉職 (職務中の事故で死ぬこと) でした。その後、1896 年まで断続的に噴火が続きました。その後、1952 年、1977 年、1978 年にも噴火をしました。福島県内の火山では一番多く噴火をしている火山です。

しかし、1893 年の噴火以外は人が死ぬような被害はありませんでした。それは噴火が冬の間の発生だったからです。

2008 年以降は、大穴火口からの噴気活動も活発です。吾妻山の噴火口は浄土平の駐車場から 1km 圏内にあります。観光シーズンに噴火をすれば、2014 年の御嶽山の噴火ような大きな被害も想定されます。自分がでかける火山の状況を把握しておくことが重要です。

1900年の 安達太良山の 噴火と 1997年の火山ガス



安達太良山の沼ノ平火口

1899 年 8 月に沼ノ火口で水蒸気噴火が起こりました。翌年 1900 年 7 月 17 日、午後 4 時に同じ沼ノ平火口で水蒸気噴火が始まり、午後 6 時から 6 時半の間に 3 回起きました。当時、沼ノ平火口には硫黄精錬所があり、ここで働いていた人がこの時の噴火で 72 名亡くなりました。死亡原因は、噴石の直撃とやけどでした。その後、活動は静かでしたが、1997 年 9 月 15 日、沼ノ平を登山で歩いていた人が 4 人、硫化水素の火山ガスで死亡しました。この硫化水素は卵が腐ったにおいですが、高濃度になると無臭になります。火山ガスは噴火していない時でも噴出していることが多いので、自分が登山する火山の状況を把握しておくことが重要です。また、火山ガスが出ているところを避けて通ることも大切です。

豪 雪

雪は、豊かな水源や、スキーを中心とした観光など、私たちに様々な恩恵を与えてくれます。一方で、大雪による家屋の破損や交通網、ライフラインの寸断など、日常生活に大きな影響をもたらします。また、毎年、除雪作業中の事故や雪崩などによって死傷者も発生しています。



金山町の斜面の雪が道路にせり出している様子(平成18年)

只見町の山の斜面に細かいクラック(亀裂)がある様子(平成18年)



ふくしま教育情報データベース
ふくしまの画像(只見町)より

No.1～3 は 昭和38年
No.4、5 は 昭和43年
No.6 は 平成12年



No.4

No.5

2002年(平成14年)7月10日～11日

台風6号

負傷者3名、全壊1棟、一部破損11棟、床上浸水353棟、床下浸水789棟、公立文教施設被害4,412万円、農林水産業施設被害24億3,177万円、公共土木施設被害204億6,993万円、農産被害5億6,692万円



二本松市(当時安達町)の国道4号線の様子



福島市大波地区の土砂崩れの様子



福島市の台風通過後の消毒の様子



福島市の台風による増水時の蓬莱橋の様子



本宮市(当時本宮町)の排水作業の様子



本宮市(当時本宮町)の救助活動の様子

Ⅲ

災害を風化させないこれからの防災教育

2011年(平成23年)7月27日～30日 平成23年7月 新潟・福島豪雨

「平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨に
よる被害概況」
(平成 23 年) 福島県土木部より



国道401号(南会津町内川地内)

最大1時間降水量20mm以上の観測所

観測所	最大1時間降水量 (mm)	起 時
只見	69.5	29日19時00分
茂庭	42.0	27日20時46分
金山	41.0	28日14時44分
猪苗代	37.0	29日09時45分
西会津	36.0	29日00時40分
南郷	31.5	29日11時15分
喜多方	30.0	29日09時38分
桧枝岐	26.5	29日14時21分
湯本	24.0	29日02時05分
舘岩	22.5	29日16時43分
若松	22.0	28日16時08分
田島	22.0	28日15時14分

資料不足値。許容範囲を超えて資料が欠けている。
福島地方气象台(H23.8.1発表資料より)

7月27日から30日にかけて新潟県及び福島県で発生した「平成23年7月新潟・福島豪雨」は、福島県会津地方西部を中心に大きな被害をもたらした。降り始めから7月30日12時までの雨量は、要害山(只見町)で711mmに達したのをはじめ、会津中・南部を中心に各観測所で150mmを超える雨量が観測された。また、時間最大雨量としては、只見観測所(气象台)において、69.5mm/hの局地的に猛烈な雨が観測された。

平成16年は、7月10日～18日の9日間にかけて断続的に降雨が続き、最大24時間雨量は、332mmを記録した。これに対して、平成23年は、7月27日～30日の4日間に、累計雨量711mmを記録し、最大24時間雨量は、平成16年の1.6倍に相当する527mmを記録した。また、29日には時間最大雨量は69.5mmを記録するなど集中した豪雨となった。



豪雨	発生日	地方	原因	累計 (mm)	時間 最大 (mm)	観測所	激甚災害 の指定	公共土木 施設被害 (千円)	備考
平成16年7月 新潟・福島豪雨	H16.7.10～18	会津地方	梅雨前線	754	50	只見	本激	6,109,091	災害査定 決定額
平成23年7月 新潟・福島豪雨	H23.7.27～30	会津地方	前線性 降雨	711	69.5	只見	本激	14,866,424	災害査定 決定額

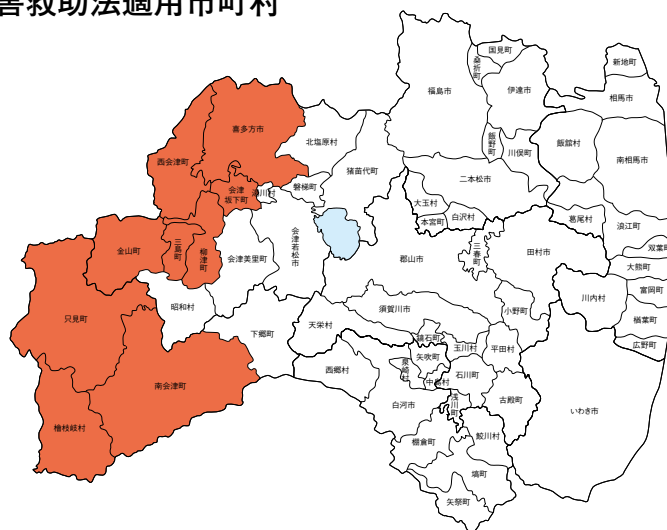
南会津郡只見町二軒在家地区（二軒在家沢）



国道252号(只見町八木沢地内)



只見川・万代橋



福島県西部を中心に、7月27日～30日かけて前線が停滞し、局地的に猛烈な雨を伴って会津地方を中心に被害が発生。9市町村に災害救助法が適用される事態に至った。



国道252号 蒲生橋(只見町蒲生地内)

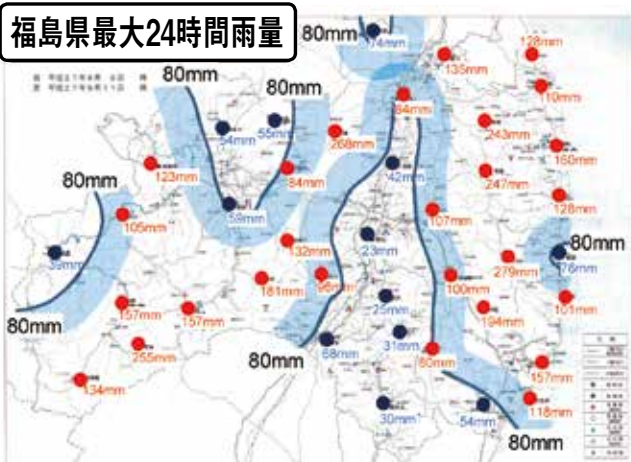
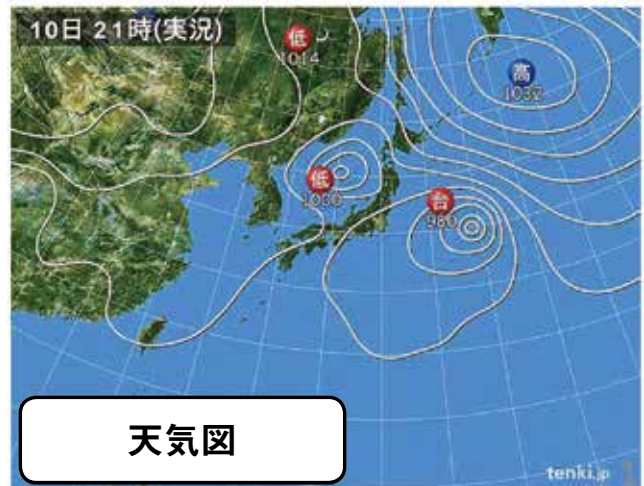
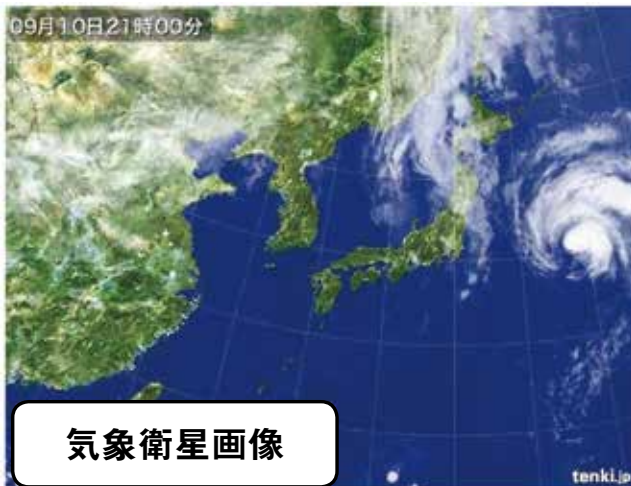


国道252号 滝スノーシェッド(金山町滝地内)

2015年(平成27年)9月9日～11日

平成27年9月 関東・東北豪雨

※データ及び写真提供
福島県土木部



台風 18 号及び前線の影響による大雨

9月9日3:15 浜通り北部に大雨洪水警報発令。

その後、9月10日15:41までに、県内ほぼ全域の市町村に大雨洪水警報が発令。

- ・川内雨量局(川内村) 24h 最大 279mm
- ・鷲倉雨量局(福島市) 24h 最大 268mm
- ・津島雨量局(浪江町) 24h 最大 247mm

南会津と浜通りを中心に、豪雨に伴う被害が発生。

平成27年台風第18号は、日本の南海上を北上し、9月9日10時過ぎに愛知県知多半島に上陸した後、日本海に進み、同日21時に温帯低気圧に変わった。台風第18号や前線の影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に9月9日から11日にかけては、台風第18号から変わった低気圧に向かって南から流れ込む湿った風と、日本の東海上を北上していた台風第17号から流れ込む湿った風の影響で、多数の線状降水帯が次々と発生したことにより、関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。

気象庁は、平成27年9月9日から11日にかけて関東地方及び東北地方で発生した豪雨を「平成27年9月関東・東北豪雨」と命名した。

総降水量(9月6日12時～11日12時)

観測地点	市町村	降水量(mm)	観測地点	市町村	降水量(mm)	観測地点	市町村	降水量(mm)	観測地点	市町村	降水量(mm)
茂庭	福島市	178.5	西会津	西会津町	173.0	郡山	郡山市	83.0	田島	南会津町	215.5
梁川	伊達市	262.5	猪苗代	猪苗代町	125.5	川内	川内村	496.5	白河	白河市	172.0
新地	新地町	346.0	二本松	二本松市	125.0	富岡	富岡町	235.5	石川	石川町	112.5
桧原	北塩原村	131.5	津島	浪江町	443.0	南郷	南会津町	212.5	桧枝岐	桧枝岐村	186.0
福島	福島市	214.5	金山	金山町	158.5	湯本	天栄村	268.0	舘岩	南会津町	324.5
相馬	相馬市	338.5	若松	会津若松市	106.0	長沼	須賀川市	160.0	古殿	古殿町	189.0
喜多方	喜多方市	106.5	船引	田村市	188.0	玉川	玉川村	81.0	平	いわき市	230.0
鷲倉	福島市	454.0	浪江	浪江町	324.5	小野新町	小野町	180.5	東白川	塙町	109.0
飯館	飯館村	456.5	只見	只見町	97.5	川前	いわき市	285.5	山田	いわき市	139.0
原町	南相馬市	385.5	湖南	郡山市	181.5	広野	広野町	218.5	小名浜	いわき市	199.0

(黄色: 総降水量400にミリ以上の観測地点、オレンジ色: 会津で300ミリ以上の観測地点)

福島地方気象台「気象台だより No.7 (2015.10.14)」より

◆土砂災害による被害状況

9月7日から9月11日までに観測された総降水量は、栃木県日光市今市で647.5ミリ、宮城県丸森町筆甫で536.0ミリを観測するなど、関東地方で600ミリ、東北地方で500ミリを超え、9月の月降水量平年値の2倍を超える大雨となったところがあった。福島県内でも双葉郡川内村、相馬郡飯舘村、福島市の鷲倉などで、この期間に400ミリを超える大雨となった。



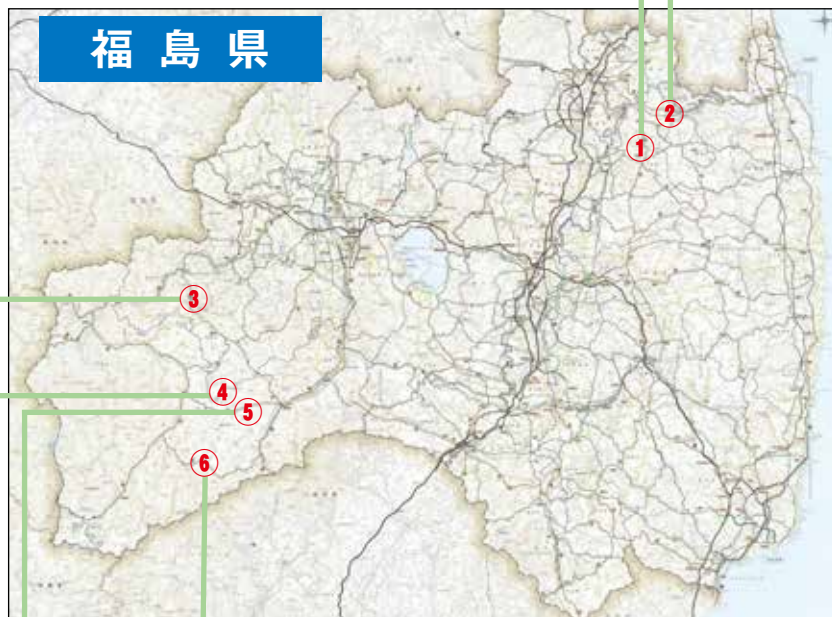
①国道349号(川俣町小島)



②国道115号(伊達市霊山町石田)



③野尻川(昭和村松山)



④桧沢川(南会津町針生)



⑤町道静川線 高橋(南会津町静川)



⑥国道352号線(南会津町戸中)

5 防災学習に役立つ情報・参考資料等

学校安全全体に関するもの

学校防災のための参考資料 「生きる力」を育む防災教育の展開



(平成 25 年 3 月 文部科学省)

安全に通学しよう ～自分で身を守る、みんなで守る～



(平成 25 年 3 月 文部科学省)
(児童の安全な通学のための教育教材：DVD)

安全な通学を考える ～加害者にもならない～



(平成 24 年 3 月 文部科学省)
(生徒の安全な通学のための教育教材：DVD)

「生きる力」をはぐくむ 学校での安全教育



(平成 22 年 3 月 文部科学省)

生徒を事件・事故災害から守るために できることは



(平成 22 年 3 月 文部科学省)
(中学校・高等学校教職員用研修資料：映像・DVD)

子どもを事件・事故災害から 守るためにできることは



(平成 21 年 3 月 文部科学省)
(小学校教職員用研修資料：映像・DVD)

防災安全に関するもの

学校防災マニュアル (地震・津波災害) 作成の手引き



(平成 24 年 3 月 文部科学省)

災害から命を守るために



(平成 20 年 3 月 文部科学省)
(小学生用 (低学年・高学年) 防災教育教材: CD)

災害から命を守るために ～防災教育教材 (中学生用)～



(平成 21 年 3 月 文部科学省)
(中学生用防災教育教材: DVD)

災害から命を守るために ～防災教育教材 (高校生用)～



(平成 22 年 3 月 文部科学省)
(高校生用防災教育教材: DVD)

学校施設における非構造部材の 耐震対策事例集



(平成 24 年 3 月 文部科学省)
平成 22 年度に実施した「学校施設の非構造部材の耐震対策等に関する委託事業」等において各種の事例を掲載した事例集です。下の文部科学省ホームページの URL からダウンロードできます。
【http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/1318736.htm】

地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために ～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～



(平成 22 年 3 月 文部科学省)
学校施設の非構造部材の耐震化の重要性とともに、点検及び対策の進め方や実施体制、内容等について説明しています。下の文部科学省ホームページの URL からダウンロードできます。
【http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm】



「台風・集中豪雨に対する学校施設の安全のために」

(平成 17 年 3 月 文部科学省)

台風や集中豪雨に対して学校施設の安全を確保するための、点検・処置のポイントをまとめたパンフレットです。下の文部科学省ホームページの URL からダウンロードできます。

【http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05030701.htm】

「未来をひらく夢への挑戦『地震災害を究明せよ』」

(平成 18 年 3 月)

子どもたちに科学技術に対する興味・関心を高めていくため、写真やデータも用いながら、マンガでわかりやすく解説した「子ども科学技術白書」です。下の文部科学省ホームページの URL からダウンロードできます。

【http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kodomo/index.htm】



「自分の命は自分で守る - 津波災害への備え -」

(平成 25 年 2 月 内閣府)

津波という現象をより理解していただき、今後の津波による被害軽減につながることを目的に、将来への記録として東日本大震災における津波映像等が収められています。(DVD)

全国の小学校・都道府県・市区町村の教育委員会・防災担当部局等に配布されています。

「津波から逃げる」 気象庁津波防災啓発ビデオ

(平成 24 年 4 月 気象庁)

津波から命を守るために、①迅速かつ自主的に避難するという意思の向上、②避難のために必要な津波の正しい知識の獲得、③日頃から津波に備えることの大切さを知るため、特に小学校の授業等での活用を期待し作成されています。

【http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd/index.html】



「津波に備える」 気象庁津波防災啓発ビデオ

(平成 25 年 2 月 気象庁)

津波避難に必要な知識を、①「津波の正しい知識(津波の現象や特徴)を得る」②「避難のしかたを知る」というテーマに分け、東日本大震災における津波の映像や CG、津波を経験した方のインタビューなどを用いて『津波から避難する時に知っておいてほしいこと』を伝えるものとして作成されています。

【http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd/index.html】

災害に役立つ情報（ホームページ等）

学校安全参考情報（文部科学省）

通学路を含めた学校における子供の安全確保に関する（通知・刊行物・調査等）の情報を提供しているサイトです。
【http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289303.htm】

「緊急地震速報～周りの人にも声をかけながらあわてず、まず身の安全を!!～」 （平成 21 年 11 月 気象庁）

緊急地震速報を聞いた時の対処法を様々な場面ごとに解説したリーフレットです。下の気象庁ホームページ URL からダウンロードできます。
【http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/portal/shiryo/eew_shiryo.html】

防災教育支援ポータル（文部科学省）

全国の防災教育の事例及び防災教育関連情報等を紹介しています。
【<http://www.jishin.go.jp/main/bosai/kyoiku-shien/bosai.html>】

気象庁ホームページ

毎日の気象情報、台風や地震、火山などの詳細な情報を提供しています。
【<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/index.html>】

緊急地震速報について（気象庁）

緊急地震速報に関する様々な情報を紹介している気象庁のホームページです。
【<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/>】

防災教育支援ページ（国土交通省）

各地方設備局等において地域の防災に関する情報とともに職員がもつ知見を交えて説明・紹介する多種多様な出前講座開設、防災に関する各種ビデオ・パンフレットの紹介をしています。
【<http://www.mlit.go.jp/bosai/education/index.htm>】

総務省消防庁ホームページ

「生活密着情報」のページに、防災全般についての情報や家具の転倒防止等の防災対策が詳しく解説されています。
【<http://www.fdma.go.jp/>】

防災危機管理 e - カレッジ（総務省消防庁）

総務省消防庁が開設するホームページです。災害に関する基礎知識や備えなどを学習することができます。
【<http://open.fdma.go.jp/e-college/>】

独立行政法人防災科学技術研究所ホームページ

地震、火事、気象、土砂及び雪氷災害等の情報や、被害の軽減に関する様々な研究開発の結果が公表されています。
【<http://www.bosai.go.jp/index.html>】

防災教育コレクション（独立行政法人 防災科学技術研究所 自然災害情報室）

500 点以上の防災や災害に関する絵本、児童書、紙芝居、カルタなどが観覧できます。学校・地域などへの団体貸出を行っています。
【<http://dil-opac.bosai.go.jp/documents/education/>】

ポリスチャンネル ビデオライブラリー（法人ポリスチャンネル）

良好な治安の確保に寄与することを目的として、市民の防犯意識や規範意識の高揚に資する映像コンテンツ等を提供しています。
【<http://www.police-ch.jp/video/>】

災害用伝言チャンネル

通信各社が提供している「災害用伝言チャンネル」を紹介しています。
【http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/dengon.html】